

平成 29 年 7 月 3 日

◎梶原委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（9 時 58 分開会）
御報告いたします。中内委員から、所用のため午前中の委員会を欠席したい旨の連絡があっております。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託をされた事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 5 日水曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとの説明を受けることにいたします。

《商工労働部》

◎梶原委員長 最初に、商工労働部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中澤商工労働部長 商工労働部の提出議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、補正予算議案でございます。高知県議会定例会議案説明書の②の 17 ページをお願いいたします。商工労働部からは、一般会計で商工政策課、工業振興課、雇用労働政策課の 3 課の所管分について予算の増額補正をお願いしております。

43 ページをお願いいたします。特別会計でございますが、高知県中小企業近代化資金助成事業費で予算の増額補正をお願いしております。補正の内容といたしましては、まず一般会計の商工政策課の所管分でございますけれども、移住促進と人材確保を担う新たな一般社団法人組織の設立・運営を行うための予算を計上させていただいております。次に、工業振興課の所管分で、平成 19 年 10 月に公益財団法人高知県産業振興センターに造成をいたしましたこうち産業振興基金、通称 100 億円基金でございますが、本年 10 月に 10 年間の運用期間の満了を迎えますことから、新基金を造成するための予算を計上しております。次に、雇用労働政策課では、ものづくり分野の技能検定受験料の減免措置の実施に伴います高知県職業能力開発協会の減収分に対して補助するための予算を計上させていただいております。特別会計につきましては、先ほど申し上げましたこうち産業振興基金の終了に伴いまして、資金の償還を受け、中小企業基盤整備機構へ償還する経費を計上させて

いただいております。

次に、条例その他議案について1件ございます。定例会議案③の20ページをお願いいたします。紙産業技術センターに導入をいたしました精密熱カレンダー装置を使用した依頼試験を実施するために手数料を定めることといたしました。このことにより、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例において、新たに手数料の上限額を定めようとするものでございます。提出議案の詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項が1件ございまして、一昨年12月議会におきまして御承認をいただきました和解議案に関連をいたします、ルネサス社高知工場の集約につきまして御報告をさせていただきます。一昨年、ルネサス社から、今後2年から3年をめどとして高知工場を集約する旨の発表がございましたけれども、先般、ルネサス社から高知工場の集約時期の決定についての発表がございました。県といたしましては、ルネサス社に対しまして、今後も和解契約で確認をしております、高知工場の承継先の確保と従業員の皆様の雇用の維持・継続に向けまして一層の努力を求めてまいりますとともに、引き続きルネサス社に全面的に協力して、この2点、全力で取り組んでまいります。詳細につきましては、後ほど企業立地課長から御説明をさせていただきます。

最後に、前議会の委員会からこれまでの間の審議会の開催状況につきまして御報告をいたします。報告事項5ページの、平成29年度主な審議会の状況をごらんください。経営支援課で所管をしております高知県大規模小売店舗立地審議会が5月10日に開催をいたしました。審議会では1件の店舗新設案件について御審議をいただき、交通や騒音など、周辺地域に配慮すべき事項について、いずれも意見なしとの答申をいただいております。

以上で、簡単ですけれども、私からの総括説明を終わります。

◎梶原委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎梶原委員長 まず初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎鍵山商工政策課長 平成29年度6月補正予算について御説明をさせていただきます。

資料②議案説明書の18ページをお願いいたします。まず、歳入予算ですけれども、上から3段目の地方創生推進交付金は、事業承継・人材確保事業に対する国からの交付金の受け入れで、追加の交付があったことから増額となっております。

また、4段目の地方創生推進交付金は、対象事業でありますU・Iターン支援事業費が減額となったことから、交付金の受入額を減額するものでございます。

次に、19ページをごらんください。歳出予算ですけれども、商工労働費として650万8,000円の補正を計上させていただきます。内訳としましては、商工政策費の事業承継・人材確保支援事業費としまして、事業承継・人材確保支援事業委託料6,892万2,000円の

減額、移住・人材確保推進法人運営事業費補助金としまして7,819万9,000円、計927万7,000円の増額、また、雇用労働政策費のU・Iターン就職支援事業費としまして、U・Iターン就職支援事業費委託料を1,433万2,000円の減額、移住・人材確保推進法人運営事業費補助金といたしまして1,156万3,000円、計276万9,000円の減額となっております。これを合わせまして、650万8,000円の増額をお願いするものであります。既存の委託料を減額いたしまして、このたび新たに設立を予定しております移住促進と人材確保を担う新たな組織の設立・運営を行うための予算を計上させていただいております。

詳細につきまして、別添の資料で御説明をさせていただきます。議案補足説明資料、商工政策課のインデックスの1ページをごらんください。まず、左上の現状のところについて御説明をさせていただきます。移住促進課が所管をしております移住の促進につきましては、①から④に記載をしておりますとおり、移住コンシェルジュの設置など、県の移住促進施策の抜本強化によりまして、本県への移住者数は年々増加しております。平成28年度は目標を上回る683組1,037人となっております。商工政策課で所管をしております中核人材の確保につきましては、⑤の記載がございますように、平成27年度に設置されました「事業承継・人材確保センター」において県内企業の求人ニーズの掘り起こしを行う一方で、東京事務所に配置しております人材確保コーディネーターを中心に、県内外の人材情報の収集を行い、県内企業と人材のマッチングに取り組んでまいりました。人材確保に関するこれまでの成果としましては、その右の表がございますように、平成27年度はマッチング件数は11件でしたけれども、平成28年度には70件と大きく増加をしております。より効果的な人材確保の取り組みと、移住者数年間1,000組達成と、その定常化のためには、これまでの取り組みを一段と強化する必要があると考えております。

ページの下半分に、そのための課題と対応策を記載をしております。課題としましては、3点記載しておりますが、まず1点目に、今以上に地域に潜在している仕事や人材ニーズを掘り起こし、顕在化させていくための実働面でのマンパワー、関係者の協力などの体制強化が必要であるという課題がございます。2点目としまして、掘り起こしてきた人材ニーズと移住希望者をマッチングさせていくためには、各産業分野の仕事の情報を一元的に集約するとともに、暮らし全般の情報なども加えて効果的に発信し、マッチングまでつなげていくことが必要となっております。3点目としまして、移住や人材確保を効率よく進めていくためには、現場の経験やノウハウを、個々のスタッフだけではなく組織として蓄積することが必要でございますが、移住促進や人材確保を専門に展開する事業体が存在しないといった課題がございます。

これらの課題に対応するために、移住促進・人材確保を担う新たな組織を官民協働により設立いたしまして、取り組み体制を強化したいと考えております。具体的な強化策といたしましては、1つ目は、県だけでなく、市町村や民間団体も新組織の構成員として参加

することで、官民を挙げて人材ニーズを掘り起こす体制を構築し、潜在的なニーズを顕在していくといった取り組みを考えております。2つ目の強化策としましては、集めてきた人材ニーズを一元的に集約し、都市部の人材に発信するとともに、さまざまな希望に応じた多様な働き方や移住プランを提案していくといった取り組みを考えております。最後に3つ目の強化策としましては、移住相談・人材確保を担うスタッフを育成することであり、移住相談や人材確保に関するノウハウの蓄積や継続的なスキルアップを図るために、市町村の移住相談員も含めた育成に取り組んでまいりたいと考えております。

2ページをごらんください。新組織の概要でございます。設立目的は先ほど申し上げたとおりですけれども、(1)の名称は現在検討中でございます。(2)の事務所所在地は高知勤労センター5階、(3)の設立時の社員は、それぞれの産業を代表する団体の中央会のメンバー、高知県社会福祉協議会、住宅関係として高知県宅地建物取引業協会、さらには全市町村、県といった43団体を考えております。(4)の役員構成ですが、社員総会のもとに業務執行機関となります理事会を設置し、代表理事や監事を置く予定としております。(5)の業務内容といたしましては、①の移住の相談窓口と、事業承継・人材確保センターで行っております中核人材やU・Iターン就職の相談窓口を一元化させること。それから、②の企業の求人に限らず、農林漁業、福祉など、各産業分野と連携した人材ニーズの集約、マッチングや後継者人材の確保などが業務の柱になっております。(6)の運営経費につきましては、これまで県が行ってきた業務を新たな組織が行うことになるため、新組織への補助金といった形で基本的に県が支援することを想定しております。(7)のスケジュールにつきましては、今議会で予算をお認めいただければ、議会閉会后、速やかに設立登記の手続を行いまして、スタッフの採用、職業紹介を行うための許可申請などの準備を進め、10月の中旬をめどに新たな組織で事業を行いたいと考えております。

3ページをごらんください。今申し上げましたことを図にしますと、こういったイメージになっております。真ん中の新組織が中心となりまして、各分野の社員が掘り起こしてきた人材ニーズを一元的に集約し発信し、マッチングをしていくといったスキームになっております。

次の4ページをごらんください。組織の新旧の対照図となっております。左側の上段が、商工政策課で所管をしております事業承継・人材確保センターでございまして、事業承継部門を除きますと現在13人体制で中核人材の確保、U・Iターン就職支援を行っております。下段が移住促進の体制でございまして、マネジャー以下12人体制でコンシェルジュ業務等を行っております。このように別々の場所で別々の指揮命令系統にある組織を一つの組織にしようと考えているのが、右側の新組織の体制図になっております。スタッフの総勢は、ワンフロアと緑の点線で囲んでいる箇所計25人を想定しております。その中で、事業承継・人材確保センターの業務のうち、国からの委託業務として実施しております、

点線の囲みの左上にございますけども、事業引き継ぎ相談窓口につきましては、国の事業の受け皿となりますのが、企業支援の実績のある商工会議所などの団体に限られておりますので、引き続き商工会議所で取り組むこととしております。ただ、新組織とは同じフロアで業務を行いますので、これまでどおり、人材確保業務と連携しながら後継者の確保に取り組んでまいります。

次に5ページをごらんください。先ほど強化策として申し上げました、潜在的な人材ニーズの掘り起こし、顕在化から都市部人材とのマッチングまでのスキームでございます。分野ごとに必要とされる多様な人材ニーズを掘り起こし、その情報を、資料の中ほどにございますデータベースに一元的に集約する仕組みを構築することを予定しております。このデータベースには、事業承継・人材確保センターが運営をしております高知求人ネットに1次産業や福祉も含めたさまざまな人材ニーズも取り込めるよう、現在改修を進めているところでございます。このデータベースに各分野からさまざまな人材ニーズを登録していただき、登録した人材ニーズをポータルサイトで発信したり、新組織のスタッフである移住・交流コンシェルジュやU・Iターンマッチングスタッフ、人材確保コーディネーターらがデータベースを活用して、都市部人材の希望に応じた提案を行ってまいります。

次に6ページをごらんください。今回の6月補正予算の全体像でございます。移住促進業務を所管する移住促進課と、中核人材確保やU・Iターン就職支援を所管する商工政策課でそれぞれ計上をさせていただいております。下半分が当課の計上分となっておりますが、その中で、移住・人材確保推進法人運営事業費補助金のbの計上額7,819万9,000円の中には、プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る追加交付金分2,000万円が含まれております。このプロフェッショナル人材戦略拠点事業につきましては、内閣府が都市部の人材と地域の企業をマッチングすることによって、地域企業の成長と地域経済全体の発展を図るため、平成27年度から事業をスタートしているもので、高知県におきましては事業承継・人材確保センターをプロフェッショナル人材戦略拠点として位置づけまして、国の交付金を活用しながら、企業訪問などにより、求人ニーズを掘り起こし、県内外の人材とのマッチングに取り組んでおります。平成29年度につきましては、都市部の大企業との連携強化など、モデル的な事業を行う拠点に対しまして、一律2,000万円の定額での財政支援が追加的に行われることとなりまして、本県への交付が決定いたしましたので、今回の補正予算により、都市部の大企業との連携強化に向けた予算を計上させていただくものでございます。取り組み内容といたしましては、備考欄にも記載しておりますが、都市部人材に高知に来ていただくハードルを下げするために、企業への就職という形ではなく、派遣や出向といった形で活躍してもらい、県内企業のニーズを充足しようとするものでございます。具体的には、事業承継・人材確保センターの情報発信ツールでございます高知求人ネットに、派遣や出向など、常時雇用にこだわらない多様な求人ニーズを高知での活躍

の場として発信する機能と、都市部人材側から高知のために生かせる経験やスキルを登録をしてもらう機能を追加いたしました。都市部人材と県内企業とのマッチングを進めるものでございます。また、あわせて、首都圏企業向けに高知での活躍の場をPRする交流会も開催いたしました。都市部人材の登録を促進するとともに、県内企業に対する理解を深めてもらおうとするものでございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 一元化するというので、すごい意欲的な前向きな取り組みですばらしいなと思って聞いてましたけど、高知と東京ということで地域名が載ってたんですけども、関西圏の掘り起こしはどのように考えられていますか。

◎鍵山商工政策課長 現在、関西圏につきましては、比較的、高知からの距離も近いということで、高知の事業承継・人材確保センターのスタッフが対応をしております。ただ、このところ相談件数もふえてきておりますので、そういった状況を見ながら、関西圏への例えば人材確保コーディネーターの設置なども今後検討してまいりたいと思っております。

◎横山委員 関西のほうも比較的距離も近いし、来やすいという気持ちになりやすいかなと思うので、また御検討いただきたい。

あとやはり、県がこういう県のマンパワーを使って一元化していくことにおいては大変重要なことと思うんですけども、最終的に、市町村の育成も大きな3つ目と思うんですけど、市町村の中でどうしても取り組みに差があるのかなと思いますし、どうしてもマンパワー的になかなか移住のほうに力を入れられない市町村もあると思うんですけども、例えばそういうところ、この組織でどのように支援していけることになりますか。

◎鍵山商工政策課長 移住の相談員に関しましては、やはり個々の市町村では少人数とか1人とか、単独の市町村ではなかなか人材育成等々できない場面がございますので、この新しい組織でそういった市町村のスタッフの研修、人材育成みたいなものも一括してやることで、市町村のレベルも引き上げていきたいと思っております。

◎大野委員 今、市町村の話が出たんですけど、もう既に相談員が市町村にかなりの数おりますよね。その人らとの連携はどういう扱いになるんですか。これだけでは余り見えてこないんですけども。

◎辻移住促進課長 個々の市町村の移住相談員は、雇用の関係でいうと各市町村が雇用して、自分の役場の中に座らせるという形になります。そういったところこの県の窓口との連携方法なんですけど、既にできるところから始める趣旨で、市町村の相談員に県庁に1日、2日出てきていただいて、県のコンシェルジュと一緒に机を並べる中で、OJTのような形で研修させていただいたり、あるいは逆に県のコンシェルジュが市町村にお邪魔をして、市町村ならではの相談対応、内容がありますので、そういったものをこちらと一緒に学ばせていただくように相互乗り入れ型の研修をスタートさせています。まだ一部の

市町村としかできていませんので、今後、より多くの市町村とできるように、これを全県下の的に広げていくことをまず当面の目標として考えております。

◎大野委員 ということは、今は研修とかそういう形だけの交流というか、そういう形でやっていくということですよ。

◎辻住促進課長 相互乗り入れ研修以外でいいますと、年に3回ないしは4回ぐらいですか、定期的に市町村の相談員も集めて情報交換会の場を設けるようにしてまして、要は相談対応のスキルの伝授というところちょっと大げさになりますけど、こういったケースについては県ではこういう対応をしますよと、あるいは近隣のほかの市町村でこういった対応しているのか、やはり皆さんそれぞれの仕事に追われて、情報共有がなかなかうまくいってない面もありますので、そういったことがスムーズにいけるようにする場を年間数回設けることで、今、共有を図っている状況です。

◎大野委員 将来的にはそういう財政的なこともあるので、今、市町村で雇用されているんですけども、こういうところが将来的には高知県で一元化していただいて、雇用なんかも担っていただけたらありがたいなと言っておきます。

◎梶原委員長 関連で。先ほど市町村の話がずっと出てますが、運営に要する経費については基本的に県が補助金とするという御説明をいただいて、実際、議案もこれまで事業承継・人材確保センターとか、委託金を出したのを補助金につけかえることにもなっているんですけど、同じ社員である市町村に、運営経費に関しては何らかの負担をこれから求めていくのかどうか。移住はそれぞれ市町村にとって大事な政策となってくるので、その辺の見通しは今どう思われてますか。

◎鍵山商工政策課長 市町村の方にも主体的に加わってもらう意味からも、一定の協力金的な依頼はしていきたいと思っております。また、関係の団体に関しましても同じように協力をお願いをしていきたいと思っております。

◎梶原委員長 そのことについて市町村への具体的な要請はまだ今後ということですか。

◎鍵山商工政策課長 具体的な市町村に対する説明とか、そういったことでしょうか。

◎梶原委員長 説明というより、そういうことを求めていきたいという、それはまさしく今後ということなんですか。

◎辻住促進課長 全ての市町村で構成する市町村振興協会という組織がございます。こちら、宝くじの収益金なんかを原資に、市町村の振興事業、活性化事業なんかを支援している団体ですけども、いわゆる移住にしても人材確保にしても全市町村、当然ながら方向感も一緒ですし、大なり小なりメリットはある形で、この市町村振興協会に私どもから御相談を申し上げて、この組織の立ち上げに際して一定御協力をいただきたい趣旨のお話をして、その方向で今、調整が整いつつあります。

◎下村委員 データベースの関係のことで教えてください。10月からもう運営を開始され

ると説明があったんですが、これがきちんと機能するかどうかはこのデータベースにある程度かかっていると思うんですけど、そのあたり、この運営開始に間に合うまでに改修はきちんと終わって、しっかりしたものになるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

◎鍵山商工政策課長 現在でも改修にかかっておりまして、新しい法人の立ち上げまでには新しい情報発信のやり方でいけるようにと今のところ思っております。

◎下村委員 わかりました。ぜひ、データベースももちろんなんですけど、今回2つの組織が1つになっていくことで、人の面も統括する方たちが結構うまく統括しないと機能しないおそれもありますので、そこら辺は特に心配することはないでしょうか。

◎鍵山商工政策課長 これまでも移住のコンシェルジュ、それから人材確保は、連携をしながらやってきましたので、お互いの業務は十分に理解いただいていると思っております。ただ、新しく統合することで、コンシェルジュの方にも人材確保の仕事をやってもらう場合も出てくると思いますので、そこらあたりはしっかりと事前に説明をさせていただいて、異論ないような形でスムーズに業務が運ぶ形でやってきたいと思っております。

◎塚地委員 組織の人材確保、25人のスタッフの皆さんをどういうメンバーでそろえるのかは結構大きい課題かなとも思うんですけど、そこは各社員になられた皆さんのところから人が来るというわけではなくて、新たにそういう人材を確保されると、そういうことですか。

◎鍵山商工政策課長 新しい組織のスタッフにつきましては、基本的に公募という形を考えております。ただ、現に働いておられるスタッフの方々も公募に手を挙げられる可能性はありますので、そういった方が結果的に雇用されるという可能性もございます。

◎塚地委員 この間、コンシェルジュをされてきて経験を積んでおられる方々というのは蓄積もあるので大事だと思うんですけど、その方々も、いわゆる変な言い方やと、横滑りではなくて、公募で応募してくださいよという形になるんですか。

◎鍵山商工政策課長 おっしゃるとおり、全て公募になります。

◎塚地委員 意欲を持たれているから公募されるんだと思うので、ぜひその皆さんの蓄積されたノウハウが引き継がれる形で、労働条件の問題もあろうかと思うんですけど、そこは今まで短期の雇用だったものが正規につながる方向に変えていかないと、蓄積ができないと思うんですけど、そういう考え方もあるんですか。

◎鍵山商工政策課長 スタッフのスキルアップ、ノウハウ蓄積のために、やはり契約社員というような形よりも、ある程度の要職の方というのはプロパー化していくことが組織として重要になってくると思いますので、今後徐々にスタッフの方の適性等々を見きわめながら、プロパー化も進めていきたいと思っております。

◎塚地委員 この間、契約社員で結構御苦労もされてこられてますので、そこは経験の蓄積、ノウハウを広げていくという点でも、雇用の仕方はすごい大事だと思うので、ぜひそ

の点を考慮してよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ、事業継承のマッチング事業が 70 件ほどありましたという報告があつて、それで新たな組織になるときに、商工会議所の中にある事業引き継ぎの関係です。県内の商店の皆さんをどうするかというところが置き去りにならないことがすごく大事なことで、ここをちゃんと意識的に連携ということを書いてくださつておりますけど、その 70 件のうち、県内でマッチングができたような件数はわかりますか。

◎鍵山商工政策課長 70 件のうち、約 7 割が県外からのマッチングでございまして、残りが県内のマッチングという数字になっております。

◎塚地委員 本会議でも言ひましたけど、県内の人たちをどうするかというところが、U ターン、I ターンのところに注目が集まるということで、それが後継にやられないということが一つの大事な視点ではないかと思ひますので、ぜひそこらあたり考慮して進めていただきたいと思ひます。

◎土森委員 ここまでいい組織をつくつて、本当にいいものができると思ひますよ。二十数年前に県議会で初めて移住政策を質問したことがあるんですね。長いもので 20 年以上もたつて。しかし、こういうことが動き出したら速いですからね。既に他県がもうとにかく地方に人口を移してほしいという願ひで今、人のとり合いですよね。そういうところで、先発県と言われた高知県が今それに近くなつてきたのかなど。ここよりもまだ充実して移住政策に取り組んでるところもあるんですね。そこがもう十数年前にこの組織と同じようなものをつくつてました。それで、産業団体 8 団体、市町村も含めてということですけども、全部で 43 団体が参加をしていくということですね。ここに金融関係、大学、C C R C を取り入れてやろうとしている医療関係、福祉ですね。そういうメンバーも加えていくことが非常に大事。何で金融かという、例えばリタイアメントした人たちが地方に高知に来る。高知で新しい企業を起こしたい。そういうときに当然退職してくるわけですから、そこに退職金だとか向こうに資産を持っている。そういう人たちも来てくれる可能性がありますよね。その受け皿として、金融関係と連携を持つておくことが非常に重要になってくると思ひますよ。例えば、高知に来て企業を起こす。そしてまた、今ある高知の企業に人材として入ってくる。そういうときなんか非常に金融というのを頼ってくるわけですね。財産の管理ですから。そういうことも含めて、あるところはもう金融関係も入れてますね。大学というのも、この組織団体の中に入れてまして。当然、人材育成だとか、そういう人たちを高知に工科大も高知大もそうですけど、そういう窓口のところもこの団体に入れたほうがいいのではないかなという気がしますね。きょうも C C R C の話もしましたけども、医療福祉関係、ここなんか非常に今から重要になってくると思ひますが、そういうお考えはないんでしょうか。

◎鍵山商工政策課長 現状、ここに資料でお示しさせていただきました 43 団体を想定はし

ておりますけども、やはり委員のおっしゃったような必要性というのは今後出てくる可能性は十分あると思いますので、検討させていただきたいと思います。

◎土森委員 特に関西、関東、都市部よね。そういう人をとにかく率としてはたくさん地方に来てもらうということになると、当然、ここが受け皿、組織体制となってくるわけですから、重要になってくると思います。きょうは金融関係、大学、福祉医療と言いましたけど、まだまだ必要な団体があると思いますので、なお検討してみてください。来やすい高知県、来てみたい高知県、高知で将来子供たちも孫たちも一緒に働きたいという、そういう高知をつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

◎横山委員 塚地委員の質疑に関連してですけど、人材確保マッチング数が平成 27 年の 11 件が平成 28 年は 70 件ということで、大変大きく伸ばされてるんですけど、県内と県外の内訳は今お聞きしたんですけど、その中で人材の属性、どういう方がマッチングができたのか、どういう業種でマッチングができたのかということと、その背景、こういうふうに伸びたということに対してどのように分析されてるか、お聞きしたいんですけど。

◎鍵山商工政策課長 伸びたというのは、やはり昨年度、移住と連携をして情報発信をいたしました。例えば、高知家で暮らし隊のメンバーに事業承継・人材確保センターの情報を送るようなことで、連携して情報発信をすることで人材情報を多く獲得できたことが、最終的にマッチング件数の増につながったのではないかと思います。

属性でいいますと、中核人材の場合は製造業が多うございます。年齢的には、20 代、30 代、40 代あたりの方が少し多くなっているような感じがございます。

◎梶原委員長 中核人材は製造業が多いだけではちょっと全体的な概要がわかりませんので、そこはもうちょっと詳しく。

◎鍵山商工政策課長 製造業が圧倒的には多いんですけども、そのほかにも例えば情報関係であるとか、少ないですけども福祉医療関係もございますし、あと卸小売の業態なんかもございます。

◎横山委員 そのようにいろんな、移住とマッチングするのがやはり人材獲得の一つの仕組み、それが一番大事なところ、一つの大きなきっかけになるんだろうということが恐らくここでしっかり示されて、新たな組織の立ち上げに至ったこともこのデータで示されているわけですから、先ほど塚地委員が言ったように、スタッフを募集するときも、事業承継と人材獲得、また移住というのを全てを包括したスキームを持って育成して、市町村の方も育成して取り組まれるようお願いいたします。

◎塚地委員 説明資料の中の先ほどプロフェッショナル人材の関係で 2,000 万円の予算がつくことになったんですけど、これは既に先行してやっているところが他県にはあるんですか。

◎鍵山商工政策課長 雇用型以外の派遣とか出向の情報をどんどん県外に送ってマッチン

グを進めているような他県の情報は、今のところ押さえておりません。

◎塚地委員 ということは、この事業に賛同してくださる大企業のようなものが今の段階で見えているのか、そこの辺はどうなのか。

◎鍵山商工政策課長 現在、東京の人材確保コーディネーターが大体 50 社程度、開拓をして、求人が提案できる企業がございます。そういったつながりのある企業、それから、先般、首都圏の経済同友会と協定を結びまして、人材マッチングについて共同で進めていこうという話もございますので、そういった中でも参加を依頼することによって、首都圏の情報を集めていきたいと思っております。

◎塚地委員 派遣とか出向とか、結構その方の人生にすごく大きな形になっていくので、派遣元の企業の皆さんが相当腹をくくってくださらないと、なかなか実り切らない事業かなと思って、そこらあたりの企業側へのアピールですかね。その後のその方の人生に責任持つまで見ていただかないと、なかなか来ていただけないと思うので、そこらあたりはどんなお話になっているのか。

◎鍵山商工政策課長 高知県の企業を大企業に知っていただくために、今回、交流会の開催を予定しております。その中で直接、県内の企業にも参加をしていただいて、仕事のやりがいか、志の部分、そういった部分を十分PRさせていただくことで理解を深めていただきたいと思っておりますし、それから交流会が終わった後も、登録をいただいた人材の方には定期的に東京の事業承継・人材確保センターがフォローアップをしてマッチングを進めていきたいと思っております。

◎塚地委員 結局、派遣とか出向とかになった場合に、その方の人件費ですよ。それはもともと雇用されてるところが持つのか、引き取った高知の企業が持つのか。

◎鍵山商工政策課長 マッチングする際に、恐らく高知の企業と首都圏の企業の話し合いになりますので、その場でこういった割合の負担になるか話し合いは進めていくことになるんですけども、そこでも事業承継・人材確保センターが間に入って仲介をしていきたいと思っております。

◎塚地委員 大変、微妙な難しい課題とは思いますが、有能な人材の方に来ていただくためには力を尽くしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎梶原委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎栗山工業振興課長 それでは、平成 29 年度 6 月補正予算及び条例改正議案につきまして一緒に御説明いたします。

まずは、平成 29 年度 6 月補正予算につきまして御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の 21 ページをごらんください。こちらの中小企業近代化資金助成事業特別会

計繰出金につきまして御説明させていただきます。これは、平成 19 年 10 月に公益財団法人高知県産業振興センターに造成しましたこうち産業振興基金、通称 100 億円基金が本年 10 月に 10 年間の運用期間の満了を迎えることから、継続して新基金を造成するためのものがございます。

議案補足説明資料の赤い工業振興課のインデックスのついてある 7 ページをごらんください。100 億円基金につきましては、資料左上の現行スキームをごらんいただきたいのですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構から 10 年間無利子で 80 億円の貸し付けを受け、さらに県、四国銀行、高知銀行、四国電力、高知県産業振興センターからの 20 億円の貸し付けを加えまして、公益財団法人高知県産業振興センターで造成しております。資料右上のこれまでの実績と成果にありますように、この 100 億円基金の運用益を財源といたしまして、県内中小企業等に対し、平成 28 年度までで 1,091 件、約 15 億円を交付し、その結果、地産外商公社の外商の成約件数や、ものづくり地産地消・外商センターの支援による受注金額が大幅に増加するなど、産業振興計画を推進する重要なツールとして活用されてきました。

同ファンド事業につきましては、中小企業庁より継続方針が示され、高知県としましても継続する方向で準備を進めており、四国銀行、高知銀行、四国電力からは御協力いただける見込みとなっております。しかしながら、この際立った低金利情勢下、基金の運用益は現行基金と比べ大幅に減少する見込みとなっております。そこで、少しでも多い運用益を得るため、国債や県債などの利率状況を見ながら、新基金の造成時期を検討していきたいと考えています。そのため、新基金の造成方法といたしまして 2 つのパターンを想定しています。

お手元の資料の右下をごらんください。基金の造成につきましては、3 カ月前の申請が必要となります。パターン①としましては、単純延長型ということで、中小企業基盤整備機構と県の貸し付け分を償還せず基金を継続する方法で、これは満了月日の 3 カ月前の今月の金利状況を見て、金利状況が上昇していれば中小企業基盤整備機構に基金への貸し付け継続申請を行う方法になります。パターン②としましては、一旦、中小企業基盤整備機構と県の貸し付け分を償還し、再度造成する方法となります。これは、今月の金利状況により継続申請を見送り、今後の金利情勢により新規導入の申請を行う方法になります。なお、中小企業基盤整備機構から新基金への貸し付けを受けるに当たって、基金総額の拡大が条件となっており、新基金では 1,000 万円を拡大する 100 億 1,000 万円の基金とすることとしております。基金の拡大額につきましては、先ほども申し上げましたこの際立った低金利情勢下では、例えば 10 億円拡大しても直近の金利情勢では 185 万円程度であり、拡大効果が得られないことから、中小企業庁から示された基金拡大の最小限の額で拡大するものがございます。また、新基金につきましては、運用益が大幅に減少することから、県

単予算による補完事業とあわせまして、経営革新計画や事業戦略に基づいた実行支援及び国内外の見本市や商談会への出展支援など、中小企業への支援効果の高い助成事業を実施していく予定でございます。

次に、資料②議案説明書（補正予算）の45ページをごらんください。平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。こちらは、先ほど議案補足説明資料で御説明させていただきました、平成19年度に100億円基金の造成のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド事業から80億円の10年間無利子の貸し付けを受け、さらに県からの4億3,900万円を加えました84億3,900万円につきまして、高知県産業振興センターに貸し付けをしていましたが、基金終了に伴いまして資金の償還を受け、中小企業基盤整備機構等へ償還する経費を計上させていただいたものでございます。また、新基金の造成のため、80億円を借り受け、県から1,000万円の拡大分を含めた4億4,900万円を加えた84億4,900万円を高知県産業振興センターに貸し付けする経費を計上させていただいております。

続きまして、条例改正議案について御説明させていただきます。高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。お手元の資料番号③議案書（条例その他）の20ページをごらんください。平成27年度に紙産業技術センターに導入いたしました精密熱カレンダー装置を使用した依頼試験を実施するため、手数料を定めることといたしております。このことにより、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例におきまして、新たに手数料の上限額を定めようとするものでございます。

資料番号④議案説明書、84ページの新旧対照表をごらんください。加工試験手数料の限度額は現在1万3,100円でございますが、今回の改正によりまして、精密熱カレンダー装置による依頼試験につきましては、上限額を2万2,100円に定めるものでございます。

議案補足説明資料の工業振興課のインデックス8ページをごらんください。精密熱カレンダー装置は、本県の紙産業の加工分野におけます複合化技術を確立し、新製品の開発を行うことを目的といたしまして、平成27年度9月補正予算により導入いたしました。本装置は精度や処理可能幅、速度等におきまして、他県の公設試験研究機関で導入済みのもものと比較しましても最も高い性能を有しており、多様な企業ニーズに対応することが可能でございます。また、導入後、試運転や研修、研究会等の実施によりまして企業への周知を行っており、手数料設定後も企業からの利用希望をいただいているところでございます。

資料番号③議案書の20ページにお戻りください。本改正につきましては附則に記載しておりますとおり、平成29年8月1日から施行することとしております。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 資料の7ページで御説明いただきました基金ですが、左下の次期ファンドの

組成に向けた現在の情勢というところで、丸の2つ目に運用益の想定があって、想定運用益が約1,600万円、これ、10年間の分なんですか。

◎栗山工業振興課長 これは1年間、単年度になります。

◎塚地委員 単年度の分ですね。この括弧の中に有利子の借入分は除くとなってるのは、具体的にどういうことになるのかを教えてくださいませんか。

◎栗山工業振興課長 四国銀行と高知銀行から、現在、7億円、5億円を貸し付けを受けております。それを同じ額を貸し付けをしてくださることになっておりますので、その有利子貸し付けの利息分をお支払いする形になります。

◎塚地委員 利息分はどれくらいになるものなんですか。

◎栗山工業振興課長 この基金を造成したときの金利にもよるんですが、その金利のまま0.185%であれば、その0.185%を有利子としてお支払いする形になります。

◎塚地委員 ちょっとそこが私もわからなくて、運用益で益を出すわけですよ。無利子の分で積んだ分の運用益というのは当然出てくると思うんですけど、有利子で借りた分の運用益となると、そこで一体どれくらい出るのかと。四国銀行と高知銀行から有利子で借りた分を返還するとき、いわゆる利子分は銀行に返さんといけないわけじゃないですか。その差がどの程度の収入になるものなのかなんですけど。

◎栗山工業振興課長 7億円であれば、運用益としては大体7万円ぐらい。0.01%という形の運用益になります。ですから、高知銀行の5億円の分を足すと、12万円の分は運用益になるということです。

◎塚地委員 その運用益のためにあえて何かいろんな手続もしながらやらないといけないじゃないですか。わざわざ入っていただく効果が、実態的にあるのかがよく見えないんですけど、そこはどうなんですか。

◎栗山工業振興課長 この基金の造成につきましては、県だけでなく、金融機関が必ず協力することが条件になっておりますので、それで高知銀行、四国銀行、それから今は四国電力に入っていて、造成をしている形になります。

◎塚地委員 ということは、要するに、この基金を積むに当たって金融機関はどこか入らないといけませんよと国の定めがあるということなんですか。

◎栗山工業振興課長 貸し付けの条件としてそういうことが決まっておりますので、それで入っていただいているところでございます。

◎塚地委員 四国銀行とか高知銀行、今なかなか借り手不足なところもあって、借りてくださるところがあることはいいことなのかもしれませんが、この金額で今回もいっていいですよと、大体そういうことになってるわけなんですか。

◎栗山工業振興課長 実を言いますと、四国銀行、高知銀行とも、前回とは違ましてやはり金利が下がっていることはありますので、余り銀行の利益にはならない部分があるん

ですが、地域貢献あるいは産業振興という部分に関しまして御理解もいただいておりますので、今回も御協力いただけることで内諾はいただいております。

◎塚地委員 納得しました。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎梶原委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎山本雇用労働政策課長 当課からは、6月補正予算の議案を1件提出させていただいております。恐れ入りますが、右肩に②と書いた資料、議案説明書の補正予算の23ページをごらんください。今回お願いいたしますのは、高知県職業能力開発協会補助金の増額補正でございます。補正予算の内容は、ものづくり分野を担う若者の確保・育成のため、職業能力開発促進法の規定に基づく技能検定に係ります35歳未満の若者の受験料を、国が平成29年度、本年度の後期試験から一部減免することとしたことに伴いまして、本県でもこれらの技能検定試験を行っております高知県職業能力開発協会が、試験手数料の減免措置を講じる際の減収分に対して補助をしようとするものでございます。財源は全額国費となっております。

議案補足説明資料の雇用労働政策課のインデックスのついた9ページをごらんください。上から、まず、1が改正の概要でございまして、2に今回減免措置がされる内容を整理した表がございしますが、表の中の網かけとなった部分が今回措置された箇所となります。例えば、高校生や高等技術学校の訓練生など、在校生が3級を受験する際の試験手数料につきましては通常より現在でも低い額が設定されておりますが、この表の一番右側にございますけども、これまで3級につきましては、上のほうから、まず、機械検査、婦人子供服製造とかいうところから上から順番に、在校生につきましては9,900円、8,700円、1万1,900円と、1万円前後で試験料が発生しておりましたけども、全職種につきまして全て2,900円で受験することができることとなっております。また、2級につきましても全職種9,000円の減額がなされてございまして、よりチャレンジがしやすくなるものと考えております。その下の3、4につきましては、それぞれ減免の開始時期と対象者を載せてございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 35歳未満の若者のいろんな資格の取得を支援するというところで、国費ということでありがたい限りなんですけど。資格を受ける人って、当然ながら大体35歳未満が多いんですよね。35歳上の人は余りいないわけですか。

◎山本雇用労働政策課長 いないというわけでないですけども、受けられる方は若い方が中心になってくるかと思えます。やはり試験を受けて2級、3級というところで、それに合格したことで習熟度なんかも自分自身、企業のほうも測れますし、プラスになっているの

かなと思っております。

◎横山委員 ぜひともそういう支援をまた広げていっていただきたいなと思うんですけど、予算から外れてますけど、合格者の数とか受験者の数とかはふえてきていたりするんですか。

◎山本雇用労働政策課長 トータルの合格者は特に押さえてはないんですけど、受験者自体はここずっと減少傾向にございます。ただ、高校生と在校生につきましては、ここ数年、2年ぐらいはちょっと下がっておりますけども、3級でいえば大体70件から80件ぐらい受験されておりますし、2級についても20人前後の受験者がございます。

◎横山委員 こういうふうに支援の輪も広がってるということなので、ぜひとも雇用労働政策課としてもいろんなところで機会を捉えてアナウンスしていただいて、若者のスキルアップを図っていただくようによろしくお願いいたします。

◎塚地委員 関連で。先ほど、35歳の線引きなんですけど、減免の対象者のところで、実施試験日のときの年度で4月1日で35歳に達してない者ということになってるので、その端境の方が結構、職員の中にもおられるでしょうかね。広報をどうするかが一つのポイントになるかと思うので、受験生の皆さんにぜひ、せっかくの国費を使った事業なので、34歳の方がいけば受けてねみたいなことを広げていただきたい。

◎山本雇用労働政策課長 今、規定の改正、規則の改正とあわせて周知するためのPR用のチラシを作成中でございます。この議会で御承認いただいた後、早速にもPRはさせていただきますと思っております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、商工労働部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈企業立地課〉

◎梶原委員長 「ルネサス社高知工場の集約時期について」、企業立地課の説明を求めます。

◎土居企業立地課長 ルネサス社高知工場の集約時期につきまして、先週6月30日に発表がありました。そのことについて報告いたします。

商工農林水産委員会資料、報告事項の赤のインデックス、企業立地課をお願いいたします。まず、1の集約時期についてでございます。平成27年12月1日に「今後2から3年後をめどに工場の閉鎖を伴う集約を行う」と発表しました高知工場につきまして、平成30年5月末に集約をすることを決定との発表がありました。

発表の内容につきましては、次のページをお願いいたします。大きく3つございまして、まず1つ目が、集約の時期について。1段落目の3行目でございますが、高知工場につい

て、2018年5月末に集約することを決定。次に、2段落目の2行目の後半。現在生産中の製品の需要状況やお客様の御要望等を鑑みて時期を決定という決定した理由と、生産している製品については、当社グループの他拠点への生産移管や一部製品の生産中止を決定。最後に3段落目、社員の処遇と工場の活用についてですが、社員の処遇に関しては今後労使で協議していく予定であるが、高知県の協力を得て雇用が継続されるよう努力していく。また、集約後の高知工場の活用についても、高知県の協力を得て譲渡先を確保するよう努力すると発表がされました。

資料の1枚目にお戻りください。1集約時期についての2ぽつ目でございますが、6月30日に高知工場の工場長から商工労働部に先ほどの発表に関する説明がありました。その際に、和解契約の確認事項が確実に実現されるよう、県から要請を行っております。

その内容を次の2に記載しております。まず、和解契約の遵守についてですが、下に枠囲みで経緯と契約の主な内容を記載しております。また、和解契約の写しにつきましては、資料の3ページ目、4ページ目に添付しております。和解契約につきましては、高知工場の譲渡先の確保に向けた努力、第二棟用地の無償譲渡などを確認し、今後は県とルネサス社が高知工場の従業員の皆様の雇用継続に協力していく内容で、高知工場の閉鎖を伴う集約や、香南工業用水道の整備費用の負担などについて、お互いが今後争うことがないこと。本件について債権債務がないことを確認することとなるもので、議会の御承認をいただき、平成27年12月25日に締結しております。この契約を遵守し、誠実に履行することをまず要請いたしました。

その上で、2つ目に、高知工場の承継先の確保につきまして、集約時期が決まったことにより、それまでに確保するよう、本社を挙げてより一層スピードアップして対応してもらいたいこと。

3つ目に、現在、高知工場に在籍しているルネサス社の従業員219名全員の雇用の維持に最大限の努力をすることを要請いたしました。

要請に対して、ルネサス社から、いずれの内容も和解契約の内容は幹部以下十分承知している。まずは、承継先確保に最優先に取り組む。県の協力もいただきながら進めていきたいとの回答をいただいております。

次に、3の今後の県の対応の前に、平成27年12月1日に集約の方針が発表された以降の県の取り組みにつきまして説明いたします。平成27年12月2日に商工労働部長を本部長とするルネサス高知工場集約対策本部を設置し、継続的に会を行い、今後の進め方とアプローチの方向性等を共有して取り組みを進めております。知事、香南市長がルネサス社トップらとの面談を、平成28年1月26日と平成28年9月8日の2回実施し、早期の承継先企業の確保と雇用継続を重ねて強く要請しております。また、ルネサス社が立ち上げましたプロジェクトチームと高知工場の承継先の確保に向けた継続的な協議を行い、相互に

今後の進め方と方向性の確認を行い、取り組みを進めております。ルネサス社を中心とした高知工場の承継先企業の確保に向けた活動と並行して、ルネサス社の同意のもとで、県独自に、承継先となり得る企業に対して、高知工場の活用を打診する文書の送付や企業訪問を行っております。企業情報につき詳細な説明はできませんが、生産設備、人材等がそのまま活用できる可能性の高い半導体メーカーや、半導体に近い分野の成長産業である電子部品メーカー、クリーンルームの利用が期待できる医療機器メーカーなどを中心に、さまざまなルートを通じて高知工場の活用の提案を 310 社、延べ 559 件の文書の送付や電話連絡、訪問を行っております。県のアプローチにより、具体的な活用の検討に向けて高知工場を視察していただいた企業もありますが、今のところ活用の意思表示されるには至っておりません。

最後に今後の対応でございますが、高知工場の承継先の確保につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ルネサス社が立ち上げましたプロジェクトチームと定期的な協議で情報共有しながら協力して行っているところですが、今後は有力企業とのパイプを持つ有識者などの人脈も活用しながら継続して協議を行い、承継先となり得る可能性のある企業の情報を共有し、承継先の確保に全力を挙げてまいります。

川谷刈谷工場用地の活用につきましては、高知工場の従業員の皆様の雇用の受け皿となる高知工場の承継先企業による一体的な活用や従業員の動向も見きわめながら、有効な活用方法を全庁挙げて検討していきたいと考えています。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 219 人の社員がおって、下請企業、関係する企業もおられるわけだね。全体で何名ぐらいになる。

◎土居企業立地課長 高知工場の中に協力企業 2 社を含めて約 130 名の方が別にいらっしゃいます。ですから、ルネサス社と合わせましたら、約 350 名の方が高知工場に在籍しております。

◎土森委員 この人たちは労使交渉するという話ですけどね。継承先が決まらないことには、どうなっていくか、今のところ不透明ですよ。ルネサス社としてどれくらい努力をしてくれているんでしょうかね。継承先。

◎土居企業立地課長 ルネサス社本社を挙げて、金融機関でありますとか証券会社など、さまざまなルートを通じてアプローチは行っておりますけども、まだ具体的な情報というか承継先は決まっていないと聞いております。ルネサス社の本社の執行役員以下、5 名の方とのプロジェクトチームとの協議を継続して行っておりまして、その情報につきまして確認をしておるところです。

◎土森委員 県も何としてでも社員を守らないかん立場ですからね。集約等についての契約事項もちゃんと書かれているわけで。契約どおりにしっかりやってもらわないことには

県としても困るし、まず、この社員の皆さんは生活が困ってくることになりますので、何とかその辺はしっかりした対応をやってもらわないと困りますね。部長も相当責任があると思いますが、いかがでしょうか。

◎中澤商工労働部長 先ほどお話もございましたし、御説明を申し上げましたとおりでございますけれども、一昨年の12月の和解契約、こちらにも添付をしておりますが、現在の工場の承継先企業の確保については、これは当然、ルネサス社としてその承継に全力を挙げていく。それに対して県も協力をしていくという、この約束に基づいて、先ほど課長が御説明したような取り組みをこれまでも続けてきているところでございます。今回、来年の5月末ということで、当初から2年から3年の間という発表がございましたので、そういう意味では想定をしていた範囲内ではございますが、従業員の今後を考えますと、もうその期日が決まったことでもございますので、せんだって報告に見えられたルネサス社の幹部の方にも申し上げましたけれども、より一層今後、承継先探しについてスピードアップをして進めていただく。私ども県も、先ほど課長が御説明しました、県として独自のさまざまな手法、ルートでもって今取り組みを進めておりますけれども、それをさらにスピードアップをしていくことを、これから期日までに全力でやっていかなければならないと考えているところでございます。

◎土森委員 しっかりね。三菱も随分、高知県に貢献をしてくれてますし、これも古い話になったですよ。ここで県としてのしっかりした姿勢、交渉、これもぜひ、今、部長が言ったようにやっていただきますようお願いしますよ。

◎塚地委員 6月30日にルネサス社からの集約時期について出されたこのコメントの中で、現在生産している製品につきましては当社グループの他拠点への生産移管となっていて、一部の製品は生産中止ということで、どこかに集約をする形になったわけですけど、具体的にどこになって、どういう方向なのかはお聞きになってますか。

◎土居企業立地課長 高知工場で生産している製品を他の工場に一部移管するわけですけども、どの工場にというところまでの話は聞いておりません。

◎塚地委員 働いておいでの方々にとってはまさに死活問題になるので、そこは真剣な取り組みが必要で、生産移管、決定の中にこういうふうにかかれてるんですけども、生産を継続するなら、一定、高知で継続してほしいというのは改めて強く要請すべきことじゃないかと思うんです。そういう点でいうと、生産の移管をせずに残って頑張してほしい、これまでの県との関係もありますし、雇用の継続ということが、他の継承ができないなら、自分のところでできる限りは引き取るというぐらいの迫り方をぜひしてほしいと思うんですけど、そこらあたりはどうですか。

◎土居企業立地課長 ルネサス社に対しまして、高知工場を引き続きやってもらいたいという願いは私ども何度もしてまいりました。ただ、どうしても、ルネサス社高知工場で

つくっている製品が汎用マイコンや自動車用マイコン、アナログ製品となっておりまして、採算性の関係でなかなか維持ができないというお答えで、ただ、お客様の関係から、そのつくっている一部の製品をどうしても他の工場に引き継がなければならないという説明を受けております。

◎塚地委員 どうしても引き継がなくてはいけないものは残すとか、そういうことにはならないわけですか。

◎土居企業立地課長 ルネサス社から、採算面の関係から工場の維持がなかなかできないと聞いております。

◎塚地委員 ルネサス社全体からすると、赤字転落で大変な状況と単純に言えない状況だと思うんですよ。だから、そこは大きく企業体として見て、これまでの雇用の責任を持つことを考えていかないと、これから例えば企業誘致するときもこういう事態が起こるといふことになれば、企業誘致もうまくいかなくなってくるわけで、だからそこは全体的な経営の中で見ていただく。工場単体でないという考え方を企業の側でもしていただくようにしないと、これから、いつでも雇って、だめになったら「はい、おしまいですよ」ということの繰り返しでは、企業体自身の信頼にもかかわってくると思うので、私はその部分はぜひ一層要望をしていただきたいと思いますと思っておりますけど。

◎中澤商工労働部長 先ほどの我々の気持ちとしては、そういった一部でも継続をしていくことを期待をするところではあるんですけども、今お手元に資料としてつけております3ページ以降に、一昨年の12月の和解契約書の内容、この冒頭を見ていただきますと、この時点でルネサス社の高知工場の集約を踏まえて、この覚書、和解契約を交わしたわけでございます。ですから、その段階で、高知工場が集約をされることは一定やむなしということで判断をし、契約に至っております。ただ、先ほど委員がおっしゃいましたように、その後のルネサス社の業績とかいうこともありまして、これまでのやりとりの中で、私どもとしては継続の道はないのかということは先方にも申し上げましたし、可能性として申し上げておりますけれども、今の県とルネサス社の間でいいますと、この和解契約書、これに基づいて、今いらっしゃる従業員の皆様方の、承継先企業を早く確保するなりという方法でその雇用を確実に守っていく、そこに全力を挙げていくというお約束のもとに、私ども今、全力で取り組みを進めているということでございます。

◎横山委員 協力会社も合わせたら約350人、御家族も合わせたらその倍以上ということ、昨年からずっと議論をされていたことですが、先ほど聞いた中で、本部長である部長がスピードアップを図っていくということで、今まで300社ぐらいに電話連絡とかをされたという御説明があったんですけど、スピードアップしていくことと同時に、県として期限がわかった時点で、また新たなこういう取り組みをしていかなければならないという決意があれば、お聞かせ願いたいんですけど。

◎土居企業立地課長 私の先ほどの説明の中で、文書の送付や電話連絡、また訪問というお話もしましたが、それ以外に最近の動きとしましても、本日の資料の1ページ目の今後の県の対応についてのところにも書いておりますが、ルートだけでなく人脈も通じてといったことで、そういった情報を持っておる方も活用しながら、改めて訪問をしていきたいと考えております。

◎横山委員 今までではオフィシャルな組織と組織、団体と団体という感覚でやっていたけれども、本当に最後はもうそういう顔が見えるおつき合いという中に何か一つ答えもあるのかもしれないし、最後までぜひとも頑張っていたきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

◎大野委員 集約の発表から、先週に最終的な集約日がわかったわけなんですけど、もう1年切っているわけですよ。そんな中で、この文書だけ見ると、今後、労使で協議していくということになっているので、多分これまでも協議してきたとは思いますが、そういった内容的なところは、従業員、多分不安な中で毎日毎日これまで生活されてきたと思うんですよ。これまでの取り組み、県としては把握はされてないですかね。

◎土居企業立地課長 労使協議の具体的な中身というのは把握しておりません。先週金曜日6月30日に来年5月末というのは決まったんですけども、6月30日の時点で労使協議を行って、全従業員に説明をしていくと、我々に報告に来ていただいたときに聞いております。

◎大野委員 県としては今310社という話もありましたけれども、本当に事業の承継先を確保することに全力でやっていただいていると思うんですけども、多分その1本ではなかなか従業員も不安だと思うんですよ。そういったところは従業員にはどういう形で伝わっておるのかなと思うんですけどもね。事業の承継先だけを命綱で今ずっと交渉はされているように思うんですけども、ほかに何か、従業員の雇用の確保とか、そういったことの方角がないと、なかなか従業員もずっと不安だと思うんですよ。そこら辺がちょっと把握できてないかなと思うんですけど、どんな感じでしょうか。

◎松下企業立地推進監 一昨年12月1日にルネサス社から発表されましたときに、2日にルネサス社の対策本部を立ち上げました。そうした中で従業員のお声、不安の声もというところで立ち上げたんですが、現状までは従業員からのお問い合わせはない状況ではございますが、発表があった中で、これからはいろんな動きが出てこようかと思っております。それは当然のことながら、ルネサス社の高知工場長とも日々情報を密にしながら、上がってきた従業員の声を構わない範囲で私どもにも上げてくれといったような連携をして、社員の皆さんの不安をできるだけ取り除くように努めていきたいと思っております。

それともう1点、ちょっと順序が逆になりましたが、一昨年12月に発表されて以降、ルネサス社の従業員の動きといたしますか、そうしたところは現状までは数的なところも協

力企業も含めて変わらず取り組んでいただいていると聞いております。

◎中内委員 このことを私が2月議会に一般質問をするときに、ちょうど部長のほうからわざわざ私のところに来られて、申しわけないけど本質を述べることは大変難しい、ちょっと控えさせてほしいという内容の話がありました。それから、今、大野委員からも話がありました。雇用の状況をどうするかということも一つの課題でしたし、これとそれとは今でも何か関係があるかね。

◎中澤商工労働部長 やはり、この件というのは、事業、今の高知工場の承継先がどうなるかというのは、これはもうまさしく企業活動そのものになりますので、今後の企業の決定にかかわる部分ですね。承継に関して企業の決定にかかわる部分について、私のほうからなかなかこれは申し述べることはできないということそのとき申し上げたつもりでございます。そのことと、今回、先月30日にルネサス社のほうから説明があり、本日御報告をさせていただいている内容は、2年から3年の間という間の期日が正式に決まったという1点のみでございますので、企業の事業の承継、あるいはそれに伴う従業員の動向について、ルネサス社が今後どのように動くのか、現状どうであるのかについては、やはり現状でもなかなか私のほうからは申し上げる立場にないのが実情でございます。ただ、先ほど来、委員の方々からお話をいただいておりますように、やはり事業承継先がどうなるか、それによって従業員の皆様の雇用がどうなるか、これは連動する話でございますので、私どもとしては、承継先の確保、それに関連します従業員の方々の雇用の確保に全力を挙げて取り組んでまいりますというのが現在の思い、これを本日御説明をさせていただいているということでございます。

◎中内委員 話を聞きますと、やはりこれは受け身にかかっている。それはもう企業としては優位に物を進めるということで、それは幾ら頑張っても負けると私は思います。それはもうちょっと前に出るとか、いろいろ方策が、ここまで来たらあったかもわかりません。どっちにしても、企業のほうが押しまくって、県が受け身になって、これはこのまま終わるような予測もされますけど、その辺どうですか。

◎中澤商工労働部長 繰り返しになりますけれども、今申し上げた事業の承継先の確保、従業員の確保に向けて全力で私どもとしても協力をしていくということでございます。あくまでも、これはルネサス社の会社の工場をどうするか、従業員をどうするかというのが前提でございますけれども、私どもも、先ほどの和解契約の中にありますように、県もそういった県内の従業員の立場の確保という役割がございますので、その点で協力をするということを定めているわけですから、それに基づいて全力を投入していくということだろうと思っております。

◎中内委員 そう言われたら、負けで終わります。わかりました。

◎土森委員 もう一つ。今からいろいろ交渉していくと思っておりますけど、問題は従業員の皆

さん、例えばこのルネサス社が県外の工場に転勤といいますか、そういう条件とか、そんなものが交渉の中で出てくると思います。そして、退職金についてもどうなるのか。こういうことを随分、労使交渉の中でもやられると思いますが、ただ労使交渉だけではなしに、県もこれは関心を持って、できることはしないといけないと思いますよ。まず、従業員を守るということですよ。そういうことを考えたときに、今後どういう交渉をしていくか、その想定などを考えた上で、しっかりとルネサス社と交渉していただきますようにね。そうしないと、後でしまった、やられたということにならないように。これ、三菱の時代に第二工場が進出するという約束をした。しかし、信頼関係で約束しているわけですから。契約はとってないわけですからね。ここから妙なことになったと思いますよ。信頼ということも大事。けど、言うべきことはしっかり言う。従業員を守るべきことは守っていくという、そういうことを本当に力強くルネサス社と交渉をしてください。そうしないと、従業員が本当にかわいそう。よろしく。

◎梶原委員長 私からも1点だけお聞きをさせていただきたいのですが、まさにこの集約の話が出て、その後、和解契約を結んで、これまでルネサス社としても事業承継先、懸命に探していただいていると思います。また、県も、先ほど来御説明ありましたように、それはもうとにかくそこを確保するためにこれまでは懸命に取り組んでいただいたと思います。今回こういう集約の時期というのが発表されまして、今後どうするかというところも、今後の対応について、まずは承継先の確保に全力で取り組んでいくと。そして、川谷刈谷工業用地の活用も、承継がどうなるか、動きを見きわめながらではないとできないですが、そこも取り組んでいかなければならない中で、プロジェクトチームを通じてもそうです。そして、県がさまざまな形でいろんな企業に対してアプローチをかけたのもそうです。それで、ルネサス社が金融機関であれ証券会社で、いろんなところにアプローチをかけて、これだけ探して、なかなか具体的に決まってないということは、実際ここにも書かれてる優位性ですよ。こちらには事業承継の優位性となる人材がいる間という、まさしくその優位性というのが本当にあるのかどうかというところですよ。それは設備の面もあります。人材の面もあります。また、立地の面もあります。そういったのが本当に、仮に優位性が明確にあるならば、まさしく企業活動ですので、そちらに同規模のものをどこか別の場所でやるよりは、これだけ問題になってるところへわざわざ乗り出してくるとなれば、そこに企業自体の信用度も上がるし、実際同じ設備投資を別の場所でするよりはあそこでしたほうが絶対安価に進むという、そういう企業活動に優位性があるならば、話が実際決まってもおかしくないぐらいの期間というのは経過をします。あそこの高知工場が、設備の経過年数なんかも含めて本当に優位性をこれからもアプローチをかけていけるのかどうか、その認識を今、県としてどのように持っているのか。その1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

◎土居企業立地課長 先日、6月30日に工場長が来て説明があったんですけども、そのときにこの資料にも書いてますとおり、部長から要請いたしました。やはり、ルネサス社にいる人材が一番の優位性だと思っております。今回、集約事業が終わり、閉鎖の時期が決まったわけなんですけども、逆に決まったことで、今後の承継企業先、ほかの企業と違う進め方もできてくると思っております。この219名の従業員の方を一番の優位性として、今後も引き続き交渉していきたいと思っております。

◎梶原委員長 しっかり取り組んでいただきますように。また議会のほうからも先ほど各委員からお話がありましたとおり、そのことに対しては全力で取り組んでいただけますように要請をさせていただきます。

以上で質疑を終わります。

以上で商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎梶原委員長 次に、農業振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項につきまして総括説明をさせていただきます。

当部にかかわります議案は、平成29年度の一般会計補正予算に関する議案1件でございます。お手元の資料ナンバー②、補正予算の議案説明書をお願いいたします。26ページをお開きください。ここに農業振興部補正予算総括表をお示ししております。補正予算計上課は畜産振興課のみとなっております、5,147万4,000円の増額をお願いするものでございまして、財源は全額、国が設置した基金からの受け入れとなっております。補正の内容といたしましては、肉用牛の生産基盤の強化を図るため、梶原町におきまして畜産クラスター計画に位置づけられた畜産飼養管理施設等の整備を支援するための費用を計上しております。

続きまして、報告事項について御説明をいたします。報告事項は2件でございます。まず1件目は、土佐あき農協に対する排除措置命令についてでございます。本年3月29日に公正取引委員会が土佐あき農協に対して行った排除措置命令について、5月2日、土佐あき農協が命令を不服として訴訟を提起したところでございます。6月15日には第1回の口頭弁論が行われました。詳細につきましては、後ほど協同組合指導課長から御報告させていただきます。

2件目は、第4回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況についてでございます。5月19日、新食肉センターの整備に向けた第4回の検討会を開催いたしました。検討会では、競りや部分肉加工などの新たな機能を加えた施設を想定し、牛と豚の集荷パターン

別での運営シミュレーションや、設置や運営体制の案についてお示しさせていただきました。関係者の皆様方からは、新たな取り組みへの協力の意向や、施設設置に対する行政負担の必要性などにつきまして、御意見をいただいたところでございます。なお、第4回検討会での検討状況、そして今後の対応につきまして、後ほど畜産振興課長から御報告させていただきます。

最後に、お手元の資料に、各種審議会の審議経過等についてを添付しております。こちらに、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 初めに、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の一般会計補正予算について御説明させていただきます。資料番号②議案説明書（補正予算）の28ページをお開きください。歳出の表の右端、説明の欄をごらんください。今回、1畜産生産基盤強化事業費におきまして、畜産競争力強化整備事業費補助金5,147万4,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、議案に関する補足説明資料の赤いインデックス、畜産振興課をお開きください。梶原町における肉用牛の一貫生産システムの強化という1枚のポンチになっております。この事業は、一般社団法人津野山畜産公社、以下公社と略しますが、ここにおきまして、土佐和牛の繁殖や肥育、そして農家の繁殖牛への種つけや、その子牛の育成の受託などの業務を規模拡大するもので、今回の補正予算では、これらの規模拡大に必要な牛舎などを整備するものでございます。

このポンチ絵の真ん中から左側、事業の概要をごらんください。公社では、左側でございますように、カルスト放牧場で農家の繁殖牛の放牧や種つけを受託し、地域の農家の労働力軽減を図るとともに、繁殖牛の飼育による子牛の供給も行うことで、地域の生産基盤を下支えしてまいりました。さらに今年度からは、地域の生産基盤のさらなる強化のため、新たに右側でございますJA津野山の畜産事業を統合し、農家の子牛の育成受託、キャトルステーションや肥育牛の飼育も行うなど、地域における繁殖から肥育までを一体的に実施する体制を構築し、あわせて規模拡大も行うこととしております。今回の補助事業では、必要となります120頭規模の繁殖肥育牛舎、分娩牛舎、哺育牛舎及び管理棟などの新たな施設を整備するものでございます。

ポンチ絵の一番下をごらんください。具体的な事業効果でございます。農家の繁殖牛や子牛を公社に預託することによる労働力低減、そして、増頭により所得向上、公社での雇用の創出7名や研修生の受け入れによる地域の新たな担い手の確保、土佐和牛の出荷頭数

を131頭ふやすことによる年間販売額1億8,600万円の増加、また、梶原町の飼育頭数につきましては342頭の増頭を見込んでおります。これは、県全体の土佐和牛増頭目標の23%に相当するものでございます。また、現在検討を重ねております新食肉センターのかかわりでございますけれども、梶原町からの出荷頭数131頭の増加は、新食肉センターの平成33年度の屠畜頭数の増頭目標、これの19%に相当いたします。出荷される牛は全て新食肉センターで屠畜されまして、ここで生産から加工までを一体的に取り組んでまいります。これにより、新食肉センターの経営に寄与するものでございます。

ポンチ絵の下のほうですけれども、津野山畜産公社の今後の収支の見通しを示しております。新たな事業を開始します平成30年度から平成32年度は、肥育牛の出荷がないことや、繁殖牛の導入費や飼料費の増加から、赤字の見通しとなっております。しかしながら、平成33年度には肥育した牛が出荷されるため、黒字へ転化する見込みでございます。その間、すなわち平成30年度から平成32年度の赤字額相当分につきましては、梶原町が公社に貸し付けを行うと聞いております。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この津野山の地域での畜産農家は今どれぐらいあるものなんですか。

◎谷本畜産振興課長 津野山地域では梶原町と津野町がエリアになるんですけれども、梶原町が今現在12戸、津野町が13戸で、合わせて25戸となります。

◎塚地委員 この方々は今回のこのシステムの導入についてどんな御意見を持たれているのか。

◎谷本畜産振興課長 特に肉用牛の生産につきましては、生産基盤の強化が非常に重要です。今回の事業の一体化によりまして、従来、カルストで放牧しながら種つけを行っている津野山畜産公社が事業を継承し、そして拡大することによって、今後も農家の増頭意欲に沿った取り組みを支援してくれるということで、そういった意見をいただいております。

◎塚地委員 ゆくゆくはここをクラスターにしていくわけですよね。ここの地図のところに新たな施設整備が書かれているエリアが描かれてあるんですけど、この場所を中心にいるいろんなクラスターがつくられていく計画になっているんですか。

◎谷本畜産振興課長 こういった生産施設を核にして、その生産物を周辺のレストランとか、あるいは宿泊施設などに供給して、クラスターを拡大する。今、計画は生産中心のクラスターになっていますけれども、今後はそういったものを含めたクラスター計画に進化させていくと聞いております。

◎大野委員 公社とJAはどのような関係になりますか。

◎谷本畜産振興課長 今回の事業の一体化によって、生産から肥育、そして流通販売までは公社が引き受けることとなりますけれども、引き続きJAは、営農指導、あるいは重要な飼料の供給、こういったものも行っていくと聞いております。

- ◎大野委員　すると、その会社の従業員の中にはJ Aの方は入られないですか。
- ◎谷本畜産振興課長　入っておりません。
- ◎大野委員　それともう1点。7名の新規雇用があるということですが、この7名は今の畜産をやられている方の中からの7名なのか、全く新規の7名なのか、どうなんですか。
- ◎谷本畜産振興課長　7名の内訳ですけれども、公社とJ Aで勤めておられた方プラスアルファと聞いておりますが、新規の方が何名ほどというのはこれからということで、今、3名ほどがこの中に加わって研修をされていると聞いております。
- ◎大野委員　地元でそれぞれ今やられている農家がありますよね。その人なんか、公社でまた新たな牛舎ができるんですけど、そちらのほうでお勤めすることは今のところはないんですよね。
- ◎谷本畜産振興課長　そういうことではありません。
- ◎大野委員　ないですよ。全く新しいものができるという。
- ◎谷本畜産振興課長　そうです。
- ◎塚地委員　梶原町は獣医の無医地区地域じゃなかったですか。
- ◎谷本畜産振興課長　いわゆる民間獣医師としては無獣医地区でございます。ですので、県で西部家畜保健衛生所梶原支所で3名を配置しております。ここで獣医医療のサービスをさせていただいております。
- ◎塚地委員　それが結構、量的に勤務状況が大変な状況。これから増頭していく中で、この体制強化みたいなことも一緒に考えたりはしてないんですか。
- ◎谷本畜産振興課長　現在も生産にかかわる疾病というのは増加傾向でございまして、そういった部分で生産対策をしっかりすることで疾病発生を抑えようとしておりますけれども、将来、増頭がなされていけば、一定の率で症例がふえてまいりますので、そういった場合にはそういったことも考えなきゃいけないのかなと思っております。
- ◎梶原委員長　質疑を終わります。
- 以上で、農業振興部の議案を終わります。
- 続きまして、報告事項ですが、これは午後にしたと思います。
- それでは、昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時からといたします。

(昼食のため休憩　11時48分～12時59分)

- ◎梶原委員長　休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《報告事項》

- ◎梶原委員長　続いて、農業振興部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈協同組合指導課〉

◎梶原委員長 まず、最初に、「土佐あき農協に対する排除措置命令について」、協同組合指導課の説明を求めます。

◎藤田協同組合指導課長 報告事項の資料の赤のインデックスの協同組合指導課のページをお開きください。4月の業務概要委員会で説明しました、公正取引委員会が土佐あき農協に対して行った排除措置命令について、その後の経緯等を説明させていただきます。

命令の概要は、1の排除措置命令についてに記載していますように、アとしまして、みずから以外の者に「ナス」を出荷したことにより、支部園芸部を除名されるなどした者から「ナス」の販売を受託しないこと。イとして、支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等及び罰金等を収受すること。この条件をつけて、組合員から「ナス」の販売を受託している行為を行っていない旨の確認をすること。また、今後、組合員から「ナス」の販売委託に関し、同様の行為を行わないこと。それを理事会で決議すること。その際にとった措置を組合員に通知することなどとなっています。

2の排除措置命令後の経緯でございますが、土佐あき農協はこの排除措置命令に対して、5月2日付で命令を不服として東京地方裁判所に訴訟提起を行ってます。その次、24日と25日、当課の動きですが、24日には商系業者への出荷用の置き場を構えている芸東、中芸、唐浜の集出荷場を訪問しまして、現地確認と各支部園芸部の運営委員長などから聞き取り調査を実施しました。25日には、土佐あき農協を訪問しまして、土佐あき農協の役職員と、安芸、穴内、赤野、芸西の各支部園芸部の運営委員長等から聞き取り調査を実施しました。各支部園芸部の運営委員長は、「自分たちがやったことで農協に命令が出るというのはおかしい」というような主張をされております。土佐あき農協も同様の考えで、農協は直接かわっていないことや、支部園芸部を除名された者から農協に対しては出荷の要請はなかったことなどから、事実とは異なるという主張をされています。一方で、公正取引委員会は、集出荷場の場長を農協の職員が担っていたことや、系統外出荷手数料等が実態として農協が収受していたことなどから、農協による系統外出荷の制限とみなしているようです。6月15日に第1回の口頭弁論が行われまして、土佐あき農協がその訴状を読み上げ、公正取引委員会は答弁書を通じて請求を棄却するように求めております。

3の今後の予定等でございます。裁判については、次回、7月26日に第2回目の口頭弁論が開催されるとお聞きしています。裁判は判決までに1年から1年半かかると聞いておりますので、今後も情報を収集しながら推移を見守ってまいります。なお、共同出荷施設の運営につきましては、現在は各支部園芸部がそれぞれ運営ルールなどを定めて運営をして、その事務を土佐あき農協に委託をしているという状況ですが、支部園芸部のことしの10月の総会に農協主導型の運営、農協主導型といいますのは、運営ルールなどは各支部園芸部と協議をした上で、農協が決定して運営していくものでございますが、この方針を示し

て承認が得られれば、平成 30 年 8 月から農協主導型となる予定と聞いております。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 排除措置命令があったこの中身について、現状ではどうなっているんですか。

◎藤田協同組合指導課長 現状は全てやっております。

◎塚地委員 今後、運営ルールを見直していくということは、今やっていないルールに切りかえていくということですか。

◎藤田協同組合指導課長 ルールは同じなのですが、今は各支部園芸部がルールをつくってやっているものを、農協が意見を聞きながらルールをつくってやる形に変わるということで、中身はそれほど変わったものはありません。主体が変わるところです。

◎塚地委員 指摘されたことを改定したルールで今行われていて、そのルールが出荷場ごとでなくて、要するに農協が協議の上で決めたルールにしていくことで、実態は以前とは大きく変わっていく、現在の状況になっていくということですか。

◎藤田協同組合指導課長 今までは支部園芸部は独自に支部園芸部の部員だけの考えでそれぞれが決めてきたものを、農協が主体になって皆さんの意見を聞く。同一みたいな形でやっっていこうということですか。

◎塚地委員 結局、指摘を受けたことについては、集出荷場の方々はそれを見直すべきものと御自分たちで判断されて見直したということですか。

◎藤田協同組合指導課長 それは今年の夏ごろには皆さんがそれでもう納得をして規約を変更して、そういう新しいルールで今は取り組んでおります。

◎塚地委員 ということは、裁判の争点は、J A あきの責任があったのか、なかったのかということだけが問われる裁判になっているということですか。

◎藤田協同組合指導課長 公正取引委員会は J A 土佐あきに命令をしていますので、J A 土佐あきが実際にそれにかかわってたかどうか焦点になると思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 次に、「第 4 回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について」、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課からは、5 月 19 日に開催しました、第 4 回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について御報告します。

平成 29 年 6 月定例会（報告事項）の赤いインデックス、畜産振興課をお開きいただきたいと思います。

1 検討状況の（2）主な説明内容をごらんください。①新食肉センターが新たに取り込む機能としましては、屠畜事業に加えまして、内蔵販売や競り、部分肉加工、さらには牛の集荷の強化や肉の卸売販売等も行いまして、経営の安定化を図る計画となっております。

2 ページをお願いします。新食肉センターが新たに取り込む機能について（フロー図）でございます。真ん中の図でございますけれども、現在の施設では屠畜のみを行っていませんため、屠畜頭数が減少する中、運営収支は赤字が継続しているところでございます。新たな新施設では、その下の（新施設のイメージ）にございますとおり、屠畜以外に、現在は施設内で業者が行っております内臓販売や競り機能、部分肉加工を一貫して行うとともに、新たに左にある緑の部分、牛の集荷や、右の黄色の部分、2次加工した肉の卸売販売も機能として取り込むことによりまして、経営の安定化を図る計画としております。

この左右の部分につきましては、次の3 ページをお願いします。新食肉センターが新たに取り込む機能について（詳細版）でございます。先ほど御説明しました川上側、左にある緑の部分ですけれども、牛の集荷につきましては、①としまして、県内酪農家から廃用牛の集荷を行います。廃用牛とは、年齢が一定進みまして、乳の量などの生産性が低下した牛のことでございまして、現在、県外へ出荷されまして、精肉やミンチ材料として利用されているところでございます。これらの牛を集荷することによりまして、屠畜や肉の加工販売による収入が見込めます。また、②としまして、県外屠畜あかうしの集荷を行います。現在、少数ですけれども、徳島県で屠畜されております土佐あかうしの廃用牛につきましても、新食肉センターがH A C C P 対応の施設になることや、部分肉加工まで実施することのメリットなどを関係者に御理解いただくことによりまして、集荷を進め、収益につなげるという計画でございます。

次に川下側、右にある黄色の部分でございますけれども、①の農協直売所への畜産物卸売につきましては、2次加工しました牛肉や豚肉の卸売販売を行うことで、利益増加につなげていく計画でございます。これらにつきましては、現在、関係機関との協議も進めているところでございます。

一番下でございますけれども、一番下の四角にありますとおり、このように、川上から川下までの機能を取り込みまして、調達コストの低下などの経費削減・新たな事業の開始・屠畜から加工販売まで一貫通貫で行いますことにより、バリューチェーン全体の利益を拡大させ、その上で、拡大した利益の一部を、新たな食肉センターに取り込んでいきたいと考えております。

次に1 ページに戻りまして、②の運営シミュレーションでございます。運営シミュレーションは、産業振興計画による増頭計画に基づきまして、牛や豚の集荷を以下の4 パターンに設定しまして、それぞれの運営収支や整備経費等を試算しております。①は現在と同様でございます、高知市におきましても四万十市でも、牛・豚両方を屠畜するというパターンでございます。②は牛豚専用、つまり、高知市では牛の全て、四万十市では豚の全てを屠畜するというパターンでございます。③は高知市は牛のみ。つまり、四万十市は現状の牛と豚全頭を屠畜するパターンでございます。④につきましては、四万十市へ統合す

る。すなわち、四万十市で牛豚全てを屠畜するというパターンでございます。

4 ページでございます。新食肉センターの運営シミュレーションをごらんいただきたいと思います。まず、左側でございますけど、左側に運営収支の欄がございます。まず、パターン①でございますけれども、減価償却費を含まない場合でも、1の屠畜のみでございますと、増頭しても、5年後では600万円ほどの赤字で、15年後でも15万円ほどの赤字となっております。次に、その下の2としまして、屠畜に加えまして、内蔵販売、部分肉加工や競り機能を加えた場合ですと、減価償却費を含まない場合は、初年度には50万円ほどの黒字、5年後には1,400万円ほどの黒字、15年後には2,900万円ほどの黒字となります。一方で、表の下の欄でございますけれども、施設の減価償却費。これは1億1,200万円ほどでございますが、これは新施設の整備に係る業者の参考概算工事費を参考に算出しておりますけれども、この減価償却費を含む場合の収支について、参考としてその下に表を掲げておりますけれども、2の場合、機能を充実させた場合においても全て赤字となっております。

次に、その右側のパターン②でございますけれども、同様に、減価償却費を含まない場合でも、1の屠畜のみですと、15年後でも560万円ほどの赤字でございます。しかしながら、その下、2の場合では、初年度から5,000万円ほどの黒字となります。一方で、表の下の欄にあります施設の減価償却費は、先ほどのパターン①と違いまして、牛のみの処理施設となるために7,600万円ほどになりますけれども、この減価償却費を含む場合の収支については、参考としてその下に表を掲げておりますが、2の機能を充実した場合においても全て赤字となります。

続きまして、その右のパターンの③でございますけれども、同様に、減価償却費を含まない場合でも、1の屠畜のみですと、15年後でも2,200万円ほどの赤字でございます。しかし、機能を充実しました2の場合では、初年度から2,800万円ほどの黒字となります。一方で、同じように表の下の欄にあります施設の減価償却費は、パターン②と同様に、この減価償却費を含む場合の収支につきましては、その下の参考として表を掲げておりますけれども、これも2の場合でも赤字となります。

最後は右の端でございます。パターン④につきましては、四万十市営食肉センターにおける現在の黒字経営に加えまして、屠畜頭数が増加するため、収支は5,000万円を超える黒字となり、経営が安定するという試算になっております。

引き続きまして、運営収支の下の欄でございます。社会的な影響試算の欄について御説明させていただきます。パターン①につきましては、家畜の輸送等、現在の体制と変わらないために、影響としてはプラス面もマイナス面もないと思われまます。

パターン②につきましては、プラス面としましては、牛・豚とも主要な産地の近くでの屠畜が可能となるため、現在、高知市に出荷している豚農家は四万十市に出荷することに

なりますので、屠畜料金の収入が若干ですけれども減少いたします。一方で、マイナス面でございますけれども、四万十市へ出荷している牛農家と高知市へ出荷している豚農家につきましては、屠畜料金の増加や輸送距離の延長によるコストの増加、輸送時間の延長による牛の体重減少による損失があると思われまます。このほかに、四万十市の牛肉加工施設におけます雇用の喪失という影響も考えられます。

次、パターン③でございますけれども、プラス面につきましてはパターン②と同様でございます。一方、マイナス面でございますけれども、パターン②と同様に、高知市へ出荷している豚農家にとりましては、輸送距離の延長によるコストの増加による損失によりまして、パターン②との合計ですけれども、1,000万円程度の影響があると思われまます。

次、パターン④でございます。プラス面としましては、現在、高知市へ出荷している豚農家は四万十市へ出荷することで、屠畜料金の負担が若干減少します。一方で、マイナス面としましては、高知市の食肉センターの廃止によります部分肉の加工収入でありますとか、競り手数料収入の消滅、あるいは、輸送コストの増加によりまして小規模の肥育農家が廃業するため出荷頭数の減少や、肥育農家の廃業の影響で廃業する繁殖農家の子牛頭数の減少、そして、高知市へ出荷しております牛農家の輸送距離の延長によりますコストの増加、競りによる価格競争がなくなることによる枝肉価格の下落、輸送時間の延長による体重減少による損失などで、合計5億円程度の大きな影響があると思われまます。また、輸送に伴う肉質の変化や、加工施設がないことなどによる流通量の減少も考えられます。これらの影響が毎年続いていくことで、さらなる廃業を招くおそれもありまして、産地が縮小していくことが懸念されます。このほか、高知市周辺の病畜の処理ができなくなること、馬の屠畜やホルモンの流通、そして、高知市の食肉センターの雇用の喪失なども考えられます。

次に、その下でございます。左端でございますけれども、新施設の運営に係る新たな負担としまして、高知市に支払う固定資産税、下水道使用料や借地料がございます。合わせますと、7,400万円から8,400万円と見込んでおります。この負担につきましては、先ほど御説明いたしました農協直販所への畜産物販売や県内酪農家からの廃用牛の集荷など、新たに取り込む機能によりましてカバーしていきたいと考えております。

再び1ページに戻り、③運営の体制でございます。運営の体制は全国の状況などを踏まえ、設置につきましては「公設」もしくは「民設」、運営につきましては民営で行うという前提のもと、それぞれのメリット、デメリットについて整理しました。また、食肉センターは、県全体の畜産振興や安全な食肉の供給という観点から、極めて重要な役割を担う「公共財」であり、行政が一定のかかわりを持った組織体とすることを検討していくべきという、今後の検討の方向性を示しました。

続きまして、6ページでございます。新食肉センターの設置・運営体制についてごらん

いただきたいと思います。(2)に設置・運営の形態の違いによるメリット、デメリット等を整理しておりますけれども、(3)に移りまして、3つ目の丸にございますように、行政が一定のかかわりを持った組織体として検討を進めるとなりますと、今後の検討におきましては、行政と民間の施設整備に係る費用負担でありますとか出資について、生産者の側面や消費者の側面を考慮しながら、今後検討していく必要があります。また、新食肉センターの施設規模や機能などの検討が進む中で、新たな課題が生じることも想定されるため、行政、関係団体、生産者や消費者にとって最適な形になりますよう、今後の検討会において議論を深めていきたいと考えております。

次に、また1ページに戻りまして、(3)主な意見でございます。事務局などからの説明に対しまして、委員の方々からは、運営シミュレーションでは、競り、部分肉加工、集荷・販売の拡大までの機能が付加されている。新たな事業について取り組みには協力していく。公設民営が望ましいのではないか。この検討会の内容を、県内全ての市町村やJAにも周知してほしい。資料を持ち帰り、シミュレーションを検討する時間をいただきたいと思いますなどといった意見がございました。

次に、2今後の検討内容及びスケジュールでございますけれども、(1)今後の検討内容でございますとおおり、今後はより精緻な運営シミュレーションや、現在地で稼働しながらの建てかえが可能かどうかにつきまして専門家の調査結果を提示し、今後の方向性を決定した上で、設置主体や運営主体についても意見交換を行いたいと考えております。

(2)スケジュールにつきましては、第5回検討会を7月21日に実施する予定でございます。また、8月ごろをめどに新食肉センター整備計画案を取りまとめたと考えております。

なお、四万十市営食肉センターにつきましても、今後、四万十市が建てかえに係る検討会を立ち上げるとお聞きしておりますので、県もこれに参加しまして、2つの食肉センターが共存共栄できますよう、一緒になって取り組んでまいります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 検討委員会でいろいろ議論し、方向性がだんだん見えてくると思いますけどね。問題は、運営方法と事業形態、これをどう調整して利益の上がるようにしていくか。そこをしないと、既存の負債はまだあるしね。それも問題だけど。いろいろ財政的な問題がたくさん出てくると思いますね。そういう面もきれいに精査して、利益が上がるような方向性をまず見出す。そして、産業振興計画の関係で、確かに牛にしても豚にしても、高知県の飼育頭数もふえてくるということにもなってきますしね。そういうことを考えていくと、全体の高知県の産業形態を、畜産、養豚場、養豚をどうしていくのか、そういう重要な面もあると思います。でも、一番大事なことは、赤字が膨らんで県民の負担がふえてくることではいけないし、県費を湯水のごとく入れていくことはできません。その辺も

よく検討していただければと思ひまして。

今、2つの施設、四万十市の施設と高知市の施設ですけれどね。説明にもありましたように、四万十市、新しい計画も立ててやろうとしています。四万十市の場合は面積が非常に大きいわけですね。そういうことを考えると、現状の施設を運営しながら新しい施設はできる。そういうメリットもあるし、確かに説明があったように、四万十市の場合は豚が主体ですけれどね。それで、大変な苦勞しながらも、現行、黒字を出している。この大きな理由としては、協力をしてくれる関連の会社の協力があると同時に、四万十市の場合には、そこで働いている職員の皆さん、非常に技術力が高い。それによって、一人頭の処理頭数も物すごくふえている。そういう総合的なことが、今、黒字ということになっているわけで。現在のところ、協力関係の会社が、四万十市内に養豚場を設置してほしいとも言われています。それと同時に、迷惑施設であるという問題。これは市のほうも細かく全体を見ながら、養豚の飼育先を決めていくことにもなってくると思います。何はともあれ、2つを1つにすることは考えられないわけでしょう。4つの中の1つにはありますけれどね。1つにするほうがいいのかどうなのか。2つというのはいくらも絶対必要なことだと思いますね。いろんなことを考えて、その辺を慎重に検討していくことが非常に重要になってこようと思います。なお、全ての産業振興計画のクラスターにつながっていく方向性を持ちながら、前提は赤字にならないような経営体制を組まないといけないことですからね。そういうことを今から慎重に検討していくようになってくるんですか。

◎谷本畜産振興課長 高知市の施設の場合には、先ほど御説明した部分の中で新たに取込む機能。これは川上側の新しい牛の集荷、それと川下側の新たな牛や豚の2次加工した部分を卸売していくことで、さらに収益を上げる計画になっております。4回の説明会のときには、この収益について数字的なものを出しておりませんでしたけれども、現在、これを精緻な形に見直しております。全体を今までの屠畜の部分、そして、競り、部分肉加工の部分、内臓の販売の分にあわせた形で、こういった収益の改善が見られるのかをお示ししたいと思います。この部分については、その考え方の妥当性を関係者の方々ともお話ししながら一緒になって考えて、第5回には委員の皆様にご説明して御理解いただきたいと思っております。

四万十市の施設ですけれども、委員がおっしゃるように、非常に集荷あるいは屠畜技術の向上についても大変な努力をされておりました。既にH A C C Pの対応につきましても、県の食肉衛生検査所と連携しながら、かなりの部分進んでいると。あとは、施設の建て直しを待つのみという状況になっておるともお聞きしております。四万十市の現在の戦略でございますけれども、豚中心の屠畜、しかし県外も多いということで、委員がおっしゃるように、県外の業者と協力しながら、県内、四万十市とかその周辺になるかもしれませんけれども、そういったところでさらに豚の生産をして頭数をふやして、その施設をまた

さらに健全な経営に進めていこうと聞いておりますので、その部分についても県も入って一緒になって考えて、県全体で2つの食肉センターが共存・共栄できますよう取り組んでいきたいと考えております。

◎土森委員 しっかりその辺やっていただきたいと思います。これ、川上・川中・川下と、こういう下までやるということですからね。じゃあ、販売ということになりますよね。ここが一つの肝かなと思います。それができ上がらないことには、幾らその処置能力を上げたとしても利益が上がってこないの、そういうことも含めながら、高知市と四万十市、両立できるように、ぜひ検討し協議をしていっていただければと思います。

◎横山委員 昨日の新聞ですかね、高知市議会の定例会の決議ということで載ってましたけれども。できるだけ高知市議会としては費用負担も抑えたいという思いから、ああいう決議にされたんだろうと思うんですけれど。先ほどからおっしゃってるような公共財の本質と、川上・川中・川下、全てにおいて、高知市と協力して、高知市も一緒に意識を共有していただいてやっていっていただきたいと思うんですけれども、その決議を受けて、部長なり、どういう受けとめ方をされているかお聞きしたいですけれど。

◎笹岡農業振興部長 このたびの高知市議会の決議につきましては、要は現在の高知県広域食肉センターのあり方に対する決議であると考えておるところでございまして、我々が今考えております高知市、四万十市、2つの食肉センターの共存共栄を図っていく、そして生産現場に近いところで食肉センターを構える、なおかつ安全安心な食肉を県民の皆さんに提供するという考え方、それとは別物だと考えておるところでございまして。我々は、新たな新食肉センター、また四万十市の食肉センターの議論につきましては、今の整備検討会で検討することを考えておりますので、そこできっちり我々も説明して、各委員の皆さんで議論して今後の方向性を考えていっていただきたいと思っています。高知市の皆様、高知市議会、それからまた高知市の執行部の皆様に対しては、我々の考え方をきっちり説明させていただいて、十分、今後の検討に参考にしていただいて、できれば我々の考え方に沿って、一緒に食肉センターについて検討できるような形になっていければいいと考えてます。

◎塚地委員 基本的には、中山間地域が生き残っていく上で、高知県の畜産をちゃんと支えていくことが大事なので、これだけ東西に広いところになると、西に集中という考え方ではなかなか嶺北の地域の方々も大変だと思うので、2カ所でやるという基本的な方向なんじゃないかなと思っております。今お話のあった決議で、なかなか屠畜事業に対する高知市議会の考え方が、これからちょっと変わっていってもらわないといけないのじゃないかと思っております。食の安全という面でいうと、単純に畜産農家が少ないから、それは高知市が担うべき事業でないという考え方はいかなものかと思っていますし、最大の消費地なので、食の安全に対する責任は高知市の行政側に歴然としてあると思うので、そ

このあたり、これから丁寧なお話の中で、高知市とも協力的な形で進めていくところ、ぜひ丁寧をお願いしたいと思っております。

ちょっと角度の全然違う話なんですけど、これから増産体制に入っていくとこのシミュレーションが成り立っていないわけで、そうなってくると、今、日欧のEPAがなかなかすったもんだしてて、一番関係のある豚ですとか、廃用牛の関係もありますけど、乳製品の問題ですとか、そこらあたりがこのシミュレーションと大きく違ってくる、関税の問題でいうと出てくるので、ぜひ食肉センターを、先ほど土森委員からも赤字にならないよという御意見があつて、すごく大事な視点なので、その点でいうと、そこに国に対してきちんと言うべきことは言わないといけないと思うし、支える体制を今後の赤字にさせない決意も含めてお聞きしておきたいです。

◎**笹岡農業振興部長** このシミュレーションは、あくまでも現在の産業振興計画の増頭計画に基づいたシミュレーションでございます。けれども、先ほども土森委員がおっしゃられましたように、四万十市につきましても、今抱えている業者が四万十市内で養豚場を構えたいという意向がございます。そのほかにも、いわゆる養豚団地とかいうお話なんかもいろいろ県内では上がっておりまして、我々は当然、そういった養豚団地であるとか、規模拡大されたい方とかのお話が少しでもございましたら、県もしっかりそこに入って地元の方々ともお話しして、今の産業振興計画の増頭計画を上回るような、そういう増頭対策を打っていききたい。そのために必要な予算につきましては、当然、県もかかわってまいりますし、国にもしっかり話し、要望もしていきたいと考えています。そういった上で、簡単に赤字を垂れ流さない、しっかりした運営計画に基づいた食肉センターをつくっていききたいと考えています。

◎**塚地委員** それで、運営主体の結論もこの検討委員会でお出しいただくことになるんですか。

◎**笹岡農業振興部長** おっしゃるとおりです。設置主体も運営主体も、整備検討会の中で方向性については議論していただきたいと考えております。

◎**塚地委員** もう一つ確認なんですけど、先ほど、現地建てかえができるかどうかの検討も始めたいと。迷惑施設で、新しい場所を選定するのは、2カ所必要となったらなかなか困難じゃないかなと私も考えている。その場合、現地建てかえが可能かどうかという検討はどこの段階ですることになりますか。

◎**笹岡農業振興部長** それは、今度、7月21日、第5回整備検討会でございますけれど、ここでもお話はしたいと考えておるところでございます。現地で建てかえとした場合は、相当厳しい面もございますけど、何とか、あいたスペースにできる形で我々は考えていきたいと思っております。

◎**梶原委員長** 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎梶原委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

議案の説明について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について御説明させていただきます。

まず、一般会計の補正予算議案についてでございます。議案説明書の資料②、29ページをお願いいたします。林業振興・環境部補正予算総括表でございます。総額で3,600万円余りの補正をお願いするものでございます。補正の内容としましては、原木増産を推進するための経費としまして800万円余りを、また、牧野植物園の磨き上げの一環として整備する（仮称）ファミリー園等の造成工事を行うために必要となるアクセス道路の整備に要する経費としまして2,800万円余りを計上してございます。

次に、報告事項が1件ございます。先月13日に開催しました、第1回の「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」の審議内容につきまして御報告をさせていただきます。

また、当部が所管する審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料に一覧表をおつけしていますので、よろしくをお願いいたします。

以上、総括的に御説明しましたが、詳細はそれぞれ担当の課長から御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈木材増産推進課〉

◎梶原委員長 初めに、木材増産推進課の説明を求めます。

◎櫻井木材増産推進課長 6月補正予算について御説明をいたします。資料②の議案説明書（補正予算）の30ページをお開きください。

歳入でございますが、右の説明欄で御説明いたします。次世代林業基盤づくり交付金は、県の木材増産推進費補助金に充てるものでございます。

下のページ、31ページは歳出でございますが、右の説明欄で御説明いたします。1の原木増産推進事業費は、国の林業成長産業化地域創出モデル事業において、全国16地区の一つに選定されました高吾北地域、この地域は仁淀川町、越知町、佐川町の3町から成る地域でございますが、この地域の取り組みに対して必要な経費を支援するもので、選定地域の公表が4月28日にあったことから、6月県議会で補正予算をお願いするものでございます。

事業の概要について、補足説明資料で御説明いたします。補足説明資料の木材増産推進課のページをごらんください。上のほうの背景欄に記載しておりますが、国において、林

業の成長産業化に向けたモデル的な地域を全国に十数カ所選定し、重点的に育成する方針が示され、今年度、「林業成長産業化地域創出モデル事業」が創設されました。この事業では、地域における計画的、安定的な原木生産体制の確立と、効率的な原木供給・流通管理体制の強化に取り組むことにより、雇用の創出や林業事業体の経営力の向上を図り、森林所有者を初め、山元への利益還元につなげるとしております。具体的な取り組みとしましては、右の全体計画に記載しているとおりの、施業の集約化に必要な森林資源情報の整理とシステムの構築、独自の林業研修や森林経営計画の策定支援などのソフト事業と、路網整備や高性能林業機械の導入、流通施設の施設整備などのハード事業に取り組むことになっております。今回の補正でお願いするのは、この赤の実線で囲んだ部分でございまして、このソフト事業に関する項目でございまして。また、下のほうに赤の点線で囲んだ部分がありますが、この部分の事業メニューは当初予算に計上している既存の事業で対応することになっております。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 全国で16地区の中に入ったことで、大変いろんな御努力をされたんだろうなと思いますけれども。今回、この補正でソフトのことをされてますということですけど、資料ではハードで機械とか林道整備とか出てくる線が5カ年で引っ張られてるんですけど、ここに線が引っ張られているものはずっとこの事業でやれるという解釈なんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 この事業は、地区指定を受けて5カ年間にわたって国が支援をする制度設計になっております。各年度の予算はその年度ごとにまた決まっていくと思うんですけども、計画書に全体計画に記された事業について優先的に予算をつけていく形になっております。

◎横山委員 高性能林業機械について、高知県は今までずっとかなり多目に来ていただいた中で、今年度の採択はどうかなというお声も聞いたことあるんですけど。こういうところに指定をされると、優先的に配置される。ひいては、5年先までこの機械とかもとれるという解釈でよろしいですか。

◎櫻井木材増産推進課長 そのとおりです。

◎横山委員 平成29年度は高吾北地域がモデル事業として認可された、指定された。来年はまた別でどっかの地域でグループをつくってスケールメリットを発揮してやろうという動きは、今ありますか。

◎櫻井木材増産推進課長 この事業の制度設計では、来年度以降もこのモデル事業の選定をということが、制度設計になっていると聞いております。

◎横山委員 県としてそういうところを後押しというか、現状どういう動きですか。

◎櫻井木材増産推進課長 今回の提案には、実はこの高吾北地域のほかに嶺北地域が手を挙げておりましたけれども、残念ながら地域性も考えられて、落選をしております。来年

度以降については、こういった地域も含めて、地域の要望を聞きながら、提案できる場所があれば提案していく形で進めてまいりたいと思っております。

◎塚地委員 森林計画の一番の基礎になるところを今回のソフト事業でやっていただくんですけど、これはこの金額でこの地域全体の情報が取得できる金額なんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 当初、10 地区の指定の予定だったと聞いておりますけれども、結果的に 16 地区ということで、このソフト経費に係る部分は多少圧縮されることが予想されております。ただ、この地域の 3 町にお伺いしたところ、単費を継ぎ足してでもこういった整備を行っていくと聞いております。

◎塚地委員 この際、単費を継ぎ足して、一気に情報の取得をやってしまうということですか。

◎櫻井木材増産推進課長 そのとおりです。

◎塚地委員 それは具体的にはどこかに委託するものなんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 現在、既に各町で運用されております森林GISという地理情報システムがあるんですけども、この情報に森林所有者課税台帳とかの所有者の情報であるとか、国土院の森林情報、航空写真とか地形情報、こういったものを統合しまして、森林に関連する情報を整理するということが、まず 1 点目です。

その下の森林情報システムの構築は、こういった統合された情報を運用していくためのシステムをつくっていくと伺っております。

◎塚地委員 これは負担分というのは県の持ち出しもあるんですか。800 万円。

◎櫻井木材増産推進課長 ソフト事業は全て国費でございます。

◎塚地委員 町は継ぎ足しますが、県はそこに継ぎ足しする考え方はなくて、国費と、あと、やっぴまおうと思っぴ町単を入れるところに、県費を入れてほしいという要望はなかったんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 今のところはございません。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 環境共生課からは、補正予算につきまして御説明させていただきます。資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の 32 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、補正額 2,833 万 3,000 円の財源といたしまして、2,800 万円の起債を計上してございます。

次の 33 ページをお願いいたします。補正の内容につきましては、右の説明欄にございますように、牧野植物園管理運営費といたしまして、工事請負費 2,833 万 3,000 円を計上してございます。詳細につきましては、補足説明資料で御説明をさせていただきます。

資料の赤のインデックスで環境共生課のページをお願いをいたします。今回補正予算でお諮りいたします工事といたしまして、牧野植物園ファミリー園等の造成工事のための工事用アクセス道路の整備をお願いするものでございます。アクセス道路の説明に先立ちまして、ファミリー園、スタディ園につきまして御説明をさせていただきます。

牧野植物園は、来年、開園 60 周年を迎えますことから、さらに魅力を向上し、より多くの皆様にお越しいただくというように、新たにファミリー園とスタディ園の整備を現在進めております。一番下の 3 施工位置図にございますように、本館と展示館をつなぎます回廊の南側にファミリー園、北側にスタディ園を整備することとしております。ファミリー園は、芝生広場など憩いのスペースとして整備をいたします。スタディ園につきましては、実際に植物に触れ、葉をちぎったり、お茶を入れたり、ハーブ・野菜などを楽しんでいただいて、植物の有用性について学ぶスペースとして整備することとしております。現在、測量や設計につきまして進めているところでございます。順調にいきますと、ファミリー園、スタディ園の工事等の経費につきましては、9 月議会においてお諮りしたいと考えてございます。

このファミリー園、スタディ園等の整備に当たりまして、資料の下側の写真にございますけれども、園の南門と竹林寺との間の狭隘道路がございまして、こちらの道路、現在、多くの皆様が歩いて駐車場に移動されている状況でございまして、こうしましたことから、工事車両が通行することに対しまして、歩行者の皆様の安全確保が課題となっております。このため、できるだけ工事車両の動線が歩行者の動線と重ならないよう狭隘な道路を避け、五台山の展望台に向かう途中から第一駐車場の北側に至ります、現在、歩道として使用しております道路を拡幅いたしまして、工事車両が通行できるようアクセス道路を整備するものでございます。ファミリー園、スタディ園につきましては、来年秋のオープンに向けまして、現在、作業を進めておりますけれども、整備スケジュールを検討いたしましたところ、アクセス道路を先行して整備する必要があると判断をいたしまして、今議会におきまして補正予算をお諮りするものでございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 このアクセス道ですけど、工事用の道路ということですけど、終わっても何か有効活用は考えられているのでしょうか。

◎三浦環境共生課長 土地につきましては、ほとんどが竹林寺の用地になってございます。お寺と協議をいたしまして、工事終了後につきましても、現状、そのまま残して構わないことで回答いただいておりますので、引き続き、歩道として活用ができることとなります。あと、道路自体が拡幅されますので、お客様が非常に多い時期、連休等とかにつきましては駐車場が不足している状況がありますので、まずは職員が駐車場として活用しまして、一般の駐車場台数をさらに確保することで考えてございます。

◎横山委員 となれば、この工事の設計自体も仮設道的な扱いではなくて、しっかりした、本体の新設道路のような工事になる形ですか。

◎三浦環境共生課長 一定は仮設道路として整備をいたします。といいますのが、県としては将来的には、やはり道路として活用したいという思いはありますけれども、現段階ではお寺が「そこまで、まだちょっと待って」というお話になってございますので、正式な形の道路という規格での整備までは考えておりません。

◎塚地委員 関連で。結局、アクセス道路の所有はどこになるんですか。

◎三浦環境共生課長 土地につきましては引き続きお寺ということになりますけれども、現在も駐車場ですが土地はお寺の所有で、お寺と契約を結びまして無償でお貸しいただいてるという状況ですので、アクセス道路につきましても、工事期間中につきましてもは無償でお貸ししていただくということで考えております。その後の使用につきましては、お寺と協議をしまして、その辺を詰めさせていただくと考えております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、林業振興・環境部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈環境対策課〉

◎梶原委員長 「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」第1回委員会の審議について、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課からの報告事項について、御説明をいたします。お手元の商工農林水産委員会資料、平成29年6月定例会（報告事項）、環境対策課の赤いインデックスがついたページをお願いいたします。

本年度、当課で取り組んでおります新たな管理型最終処分場の建設予定地の選定に向けて、この3月に策定をいたしました「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」に基づきまして、学識経験者、消費者団体関係者など11名で構成をされます「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」を立ち上げました。その第1回委員会が先月、6月13日に開催されましたので、その審議の概要について御報告をさせていただきます。

資料の1の「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」の概要でございます。基本構想に記載をしてあります、新たな施設の整備に関する方向性、施設規模、施設構成や候補地の選定方法など、囲みの中の①から⑥に掲げております事項につきまして、委員会に御報告をさせていただきました。

次に2番、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」の候補地選定スケジュールでご

ございます。本年度は、6月から11月にかけて委員会を5回程度開催をいたしまして、最終的に複数箇所の候補地を決定していただくことを考えております。その後、決定をいただきました候補地の地元の住民の皆様や市町村に対しまして、県からの候補地の選定に至ります経過、最終処分場の必要性などについて説明をさせていただきました上で、御意見をいただきながら議論を深めていき、最終的に合意を図った上で建設予定地を決定するプロセスを考えているところでございます。こうしたスケジュールを委員会の皆様に御報告いたしまして、確認をしていただきました。なお、委員会との選定経過につきましては、報告書に取りまとめた上で、県に報告していただき、公表することとしております。

次に、右側に移りまして、3の第1回委員会での決定事項でございます。

(1) 選定エリアの選定条件でございます。まず、県土の面積、約71万ヘクタールでございますけれども、この中から新施設を整備する候補地を選定していくための第1のステップといたしまして、面的な広がりを持つ選定エリア、これを抽出するための選定条件としまして、選定エリアから除外する区域を3つ示していただきました。

1つ目が、(ア) 最終処分場の建設が基本的に困難な法規制等の区域でございます。自然公園法で規定される国立公園や国定公園の特別地域や特別保護地区、これは工作物の新築等の開発行為が規制されている区域でございます。また、県立自然公園内も、高知県立自然公園条例によりまして、同様の規定が行われております。次の、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区特別保護地区内でも、建築物、その他の工作物の新築等が規制されているところでございます。その他、森林法で規定されています国有林は、その貸し付けや売り払いに制限がかけられており、保安林では流木の伐採が規定されています。このような区域などでは、法規定等によりまして、最終処分場の建設が基本的に困難であるということが確認をされました。

次に、2つ目の(イ) 防災の観点から除外する区域でございます。地すべり防止法で指定される地すべり防止区域、砂防法で指定される砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で指定される急傾斜地崩壊危険区域につきましては、法規制による防災の観点から除外するべきであるということが確認をされました。そのほか、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震による津波浸水想定区域や活断層から1キロメートル以内の範囲などについても、防災の観点から除外することが確認されたところでございます。

3つ目の(ウ) 土地利用の観点から除外する区域でございます。都市計画法の規定により、都市計画区域を住宅地、商業地、工業地などに区分した用途地域や、都市計画の区分を定める市街化区域、市街化調整区域、また、農業振興地域の整備に関する法律による農用地につきましては、そもそもの土地利用目的の観点から除外することが確認されたところでございます。以上、3つの区域を選定エリアから除外する区域とすることを選定条件として決定をしていただきました。

次の、イ選定エリアの絞り込みでは、産業廃棄物発生量が多く、排出事業者も集中しております県中央部からの利便性や廃棄物の運搬の効率性を考慮しまして、高知市中心部から自動車で1時間圏内の範囲を選定エリアの選定条件とすることも決定をしていただきました。

次の、(2) 新施設の整備に必要となる敷地面積でございます。新たな施設に必要な埋立容量につきましては、基本構想におきまして、17万立米から23万立米までとすることとしておりますので、この埋立容量を確保するために、他県の公共関与による屋根つきの管理型最終処分場の実績を参考にいたしまして、新たな施設の整備に必要となる敷地面積は5.5ヘクタール以上とすることを決定していただきました。

最後に、(3) 公募の実施でございます。候補地の選定方法としましては、委員会が決定する条件に基づき、選定エリアを設定した上で、数字のスクリーニングを経て候補地を絞り込んでいくこととしております。このスクリーニングを対象としまして、委員会において決定する条件により抽出する土地だけでなく、公募により応募された土地も同様の評価対象とすることとし、公募を実施すると決定していただきました。また、公募の条件としまして、ア応募資格を、土地所有者、地元自治会長等及び市町村長とすること。イ応募期間は、選定スケジュールを考慮しまして、第1回委員会終了後の6月下旬から第3回委員会の開催前の8月までとすること。ウ土地条件は、敷地面積を5.5ヘクタール以上とするほか、高知市中心部から自動車でおおむね1時間圏内で到達できる範囲から法規制等の区域を除外した区域とすることとされました。ただし、応募者が自身が応募しようとする土地がその選定条件に適合しているかどうかを正確に確認できない場合でも応募は認めることとするが、応募後の審査により、選定条件に適合してないことが判明した場合には、その時点で選定の対象外として取り扱うことといたします。エその他としまして、応募に必要な書類、応募された土地等に関する情報の公開・非公開の取り扱い、応募箇所の選定への組み入れ方などについても決定していただきました。

以上が、6月13日に開催されました、第1回委員会での決定事項でございます。

なお、公募につきましては、募集期間を6月30日から8月31日までとして、委員会の皆様にお配りをしております募集要領、様式、エコサイクルセンターの特徴や安全性についての資料をお示しをしまして、先週金曜日に開始をしたところでございます。次の第2回委員会は7月26日に開催の予定でございます。

最後に、資料はございませんが、昨年8月と9月にエコサイクルセンターで発生しました発煙事象への対応状況について御報告をさせていただきます。この発煙事象に対しましては、これまでエコサイクルセンター、消防機関及び県の三者により、再発防止策について検討をしてきているところです。消防機関が発煙した鉦滓などの資料を、消防庁、消防研究センターに送付して原因究明のための鑑定を依頼してありましたところ、先月6月

23日に鑑定結果をまとめた報告書が消防研究センターから届いたと消防機関から連絡がございました。この報告を踏まえまして、消防機関から間もなく、エコサイクルセンターに対しまして具体的な指示があるとお聞きをしております。この指示の内容を確認の上、これまでにエコサイクルセンターや消防機関と一緒に検討をしまして再発防止策や、専門家などからいただいた助言などを総合的に再検証いたしまして、最終的な再発防止策を確立し、再び同様の事象が発生することがないようにしっかりと対応していきたいと考えております。

◎梶原委員長 質疑を行います。

1点お願いします。これは個人等々でも応募できるとなっていますが、実際、候補となって建設予定地、仮に建設となった場合に、搬入の道路も含め、周辺の整備はどういうふうに進むという、周辺の対策がどうなりますよということも全くわからないままではなかなか応募はできませんけど、その辺についてはどういうアプローチをしていくのか。

◎萩野環境対策課長 ただいまのお話がありましたことにつきましては、今回、この候補地選定につきましては、いろんな条件とかを当てはめていって、その条件に残るといって、適合する箇所を順番に絞り込んでいくことを考えてございまして、その段階におきましては、今お話がございましたような条件は考えないで進めて、最終的に複数の候補地が選定委員会から報告されました後に、県といたしまして、その候補地に具体的に説明するように考えてございまして、それから以降のお話とさせていただくようにしたいと考えてございます。

◎梶原委員長 おっしゃることもわかりましたけどね。ただ、そこがなかったら、現実にはどう進んでいくとかがわからなければ、公募自体がないと。結局は、そういういろんな方が公募できるような条件が余りそろってないので、今言われたような公募の条件とか、募集要領にもうちょっとスケジュール的なことも盛り込んだらどうだろうかなど感じましたけど、どうですか。

◎萩野環境対策課長 公募を実施をしますものですから、なるべく多くの応募をいただきたいとは考えてございます。ただ、この公募の実施に当たりまして、私どももいろいろと考えたところでございますけれども、公募を実施する目的の一番のポイントとしましては、県がこういう最終処分場の候補地を募集していることを広くお伝えさせていただきまして、皆様に考えていただくこと、関心を持っていただくことが一番大事でないかということで、公募することを最終的に決定させていただいたところでございます。

◎梶原委員長 趣旨はわかります。ただ、日高の例もそうですし、実際じゃあ県としてこれが必要だから、そういう大局に立って、私の土地を何もなしにただ提供しますよと、土地を売却したいがためだけの公募は多分ほとんどあり得ないんで、その辺をしっかりと本当に広く公募して適正な土地、適正な場所を見つける、そのための適正な手続としては、そ

ういうところも手を足していくべきだと思うし、実際そういう周辺対策事業がどうなるか、県と協議できるといえば、多分、担当市町村とかにもなりますし、周辺の住民の同意とかいうと大変な作業になってきますので、形だけ公募という状況に後でとらわれかねないことにはならないように。仮にそこにできた場合はどういうふうになりますよというのがもう少しいろんなことがイメージできないと、簡単に公募といって、「はい、じゃあ応募します」と言って、例えば個人の土地の所有者ができるか、自治会長ができるかといっても、結局はできないじゃないですか。公募した後にも、さらに周辺住民の同意があるかどうか、すると言ったら、結局、市町村になるので、公募の形を本当にしっかり、県としてこういう事業の必要性を訴えるのであれば、そこもぜひ今後取り組んでいただきたいと思うんですけど。部長、どうですか。

◎**田所林業振興・環境部長** まずは候補地をしっかりと選定する必要がございますので、そこに向けた条件をしっかりと示させていただいて、公募もするようにしておるわけですが、当然、施設を整備して一定の車両等も入ってくるわけがございますので、そういった事業が適切に行われるような整備は当然にしていく必要があるとは思いますが。そうしないと、大型車両的なものものが入ってこれないと困るわけですので、そういったことは行われると思いますが、そのほかのこと、例えば、日高の例でいきますと、地域振興策があったわけがございますが、その点につきましては、今回の今の段階では、そこまではまだ考える段階ではないんじゃないかならうかと。適切な候補地を決めてから、まずそこからの話だと思ってまして、そういう必要性があるのかないのかは今後の検討課題ではあるうとは思いますが、今の段階からそこを見据えて動くことはちょっと考えておらない状況でございます。

◎**梶原委員長** なかなか難しいと思えますけど、ぜひよろしくをお願いします。

◎**横山委員** 候補地の選定ですよね。スクリーニングを3回ぐらいするという事なんですけど。例えば、地理的な要件と、そのボリューム、大体これがメインなのかなと思ってますが。その間にスクリーニングしていく中で、ここが最適だという何か判断基準が出てくるのか。また、コンサルタントを活用して、あと有識者の方々の判断基準は今あるんでしょうか。

◎**萩野環境対策課長** 2番目の選定スケジュールの中で、それぞれの委員会ごとにどういったことを決定するのかお示しさせていただいておりますけれども、全て委員会の中でどういうスクリーニング項目をとるのかも御議論いただきまして、それから次の委員会に向けまして事務局でそのスクリーニングのための情報収集とか情報の整理をさせていただきます。次の委員会で委員の皆様はその決定をしていただくことで、全て委員会で決定していただくという流れで複数回のスクリーニングを実施して、順番に候補地を絞り込んでいくように考えております。

◎横山委員　そういうことをしていきながら、最終的には候補地が複数箇所となってますけど、その中でいろんな議論の中でここが一番いいだろうということが最後1つに絞られてくると。絞られてきた後で合意形成に乗り出していく形なんでしょうけれども。合意形成は相当重要じゃないかなと思うんですが、絞り込んでここが一番最適なんですとなったときに、やっと合意形成にいくということなのか、手前である程度その熟度も審査しながらやっていったほうがいいのかというのがあるんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎萩野環境対策課長　現在、5回程度の委員会を開催してということで考えてございまして、その中で、あくまでも候補地選定までは委員会をお願いをすることでございますので、委員会の委員の先生方からもいろいろとアドバイスとかいただきながら進めていきたいと考えております。

◎横山委員　そういうしっかりした識者の選定と、当然、地元の方の合意があつてのことだと思ふんですけど、地元の方の合意形成も一番ここが重要なのかなと思うので、最終決定は県で行うということですので、しっかりそこら辺を留意していただきたいと思ふます。よろしくお願ひします。

◎梶原委員長　以上で、質疑を終わります。

　　以上で、林業振興・環境部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎梶原委員長　それでは、お諮りいたします。

　　執行部より説明を受け、審査をいたしました予算議案2件、条例その他議案1件について、これより採決を行いたいと思ふますが、これに御異議ございませぬか。

(異議なし)

◎梶原委員長　御異議なしと認めます。

　　それでは、採決を行います。第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長　全員挙手であります。よつて、第1号議案は、全会一致をもつて原案どおり可決することに決しました。

　　次に、第2号議案「平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長　全員挙手であります。よつて、第2号議案は、全会一致をもつて原案どおり可決することに決しました。

次に、第 14 号議案「高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第 14 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎梶原委員長 それでは、次に、意見書を議題といたします。

意見書案 2 件が提出されております。まず、「農業者個別所得補償制度の復活を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付をしてあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 農業者個別所得補償制度はさまざま課題のある制度でございましたので、復活するということは賛成できません。

◎ さまざまな課題というのはどんなことだったのでしょうか。

◎ 零細農家と大きな農家も一律な評価とか、本当に農業者のための補填になるのか。今は国は日本型直接支払制度ということで多面的な機能の支払制度に移行してますので、その所得補償制度に戻ることは賛同できません。

◎ 内容を見直すという、今おっしゃったような課題を整理するということは大事なんだと思うんですけど。これから、先ほどあった移住者の問題も含めて、中山間地域で生き残れる農業の土台というものは残す必要があるという考え方で、この個別補償制度をしっかりと支えた上で農業に従事していただくという制度設計はこれまでも役割も果たしてきましたので、ぜひ復活はさせていただきたいということで、要望させていただきます。

◎梶原委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「国民に情報を開示し、拙速な日欧 E P A 「大枠合意」を行わないよう求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付をしてあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 少し文言修正をしていただければ賛同できるんですけど。

◎ どこら辺で。

◎ 7行目の「農産品においては、特に豚肉」ということですが、「T P Pを上回る水準の市場開放」と書かれてますけど、上回る水準ということはまだ我々承知しておりませんので、この分を消していただいて、「特に豚肉や乳製品をめぐり、E Uは市場開放を要求している。」にしてください。

次、「ヨーロッパでは既に6万円台まで価格が下がっており、」のところから、「たとえ」を削除していただいて、「関税撤廃の経過措置など必要な国境措置や適切な国内対策を行わなければならない」に変えていただきたい。

次の、「安倍首相」から「「決着」の事態に至っている」は削除していただきたい。

◎ 安倍首相からの段落ですね。

◎ はい。

次に、1のところの「合意」という言葉を、「大枠合意」に修正していただきたい。

2は、「重要品目の国境措置をしっかりと確保すること」に変えていただきたい。

できれば、3として、「十分な国内対策を講ずること」。

以上でございます。

◎ 大分議論をしていただきましたね。先ほど、2つ目におっしゃった、「ヨーロッパでは既に6万円台まで価格が下がっており」の後、「関税撤廃の経過措置」。その後、何とおっしゃいましたかね。

◎ 「経過措置」で、後は消していただいて、「経過措置など必要な国境措置や適切な国内対策を行わなければならない」。

◎ なるほど。それができてないうちの「大枠合意」はだめだよという、そういう意味だと受け取って、オーケーにいたしましょうか。

◎ 梶原委員長 それでは、正場に復します。

本意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任するというにしてお構いないでしょうか。

(異議なし)

◎ 梶原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あしたは休会とし、5日水曜日の午後2時から委員長報告の取りまとめ等を行います。5日は、出先機関等の調査事項の取りまとめの委員会の日程及び県外調査の候補地・日程を決定したいと思いますので、日程の確認ができるよう、手帳等を持ってきて

いただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。

(14時31分閉会)